

OLYMPIC CHARTER

オリンピック憲章

[2011年7月8日から有効]

International Olympic Committee

国際オリンピック委員会



公益財団法人 日本オリンピック委員会

目次

略語	6
オリンピック憲章 緒言	7
前文	8
オリンピックの根本原則	9

第1章

オリンピック・ムーブメントとその活動 11

1 オリンピック・ムーブメントの構成と全般組織	11
2 IOCの使命と役割*	12
規則2 附属細則	13
3 IOCによる承認	14
4 オリンピック・ कांग्रेस*	15
規則4 附属細則	15
5 オリンピック・ソリダリティー*	15
規則5 附属細則	16
6 オリンピック競技大会*	17
規則6 附属細則	17
7 オリンピック競技大会とオリンピック資産に関する権利*	17
8 オリンピック・シンボル*	18
9 オリンピック旗*	19
10 オリンピック・モットー*	19
11 オリンピック・エンブレム*	19
12 オリンピック讃歌*	20
13 オリンピック聖火とオリンピック・トーチ*	20
14 オリンピック・デジグネーション*	20
規則7-14 附属細則	20

第 2 章

国際オリンピック委員会 (IOC)	26
15 法的地位	26
16 委員*	27
規則 16 付属細則	31
17 組織	35
18 総会*	36
規則 18 付属細則	37
19 IOC 理事会*	39
規則 19 付属細則	41
20 会長*	42
規則 20 付属細則	43
21 IOC 専門委員会*	43
規則 21 付属細則	43
22 IOC 倫理委員会*	45
規則 22 付属細則	46
23 言語	46
24 IOC の財源	46

第 3 章

国際競技連盟 (IF)	47
25 IF の承認	47
26 オリンピック・ムーブメントにおける IF の使命と役割	48

第 4 章

国内オリンピック委員会 (NOC)	49
27 NOC の使命と役割*	49
28 NOC の構成*	51
規則 27、28 付属細則	53
29 国内競技連盟	55
30 国および NOC の名称	56
31 NOC の旗、エンブレム、歌	56

第 5 章

オリンピック競技大会	57
Ⅰ. オリンピック競技大会の開催、組織と運営	57
32 オリンピック競技大会の開催*	57
規則 32 付属細則	58
33 開催都市の選定*	58
規則 33 付属細則	58
34 オリンピック競技大会の開催地、場所、会場*	60
規則 34 付属細則	61
35 組織委員会*	61
規則 35 付属細則	61
36 賠償責任—オリンピック競技大会開催の取り消し	62
37 オリンピック競技大会調整委員会—NOC と組織委員会の連携*	63
規則 37 付属細則	63
38 オリンピック村*	66
規則 38 付属細則	66
39 文化プログラム	66
Ⅱ. オリンピック競技大会への参加	67
40 参加資格規定*	67
規則 40 付属細則	67
41 競技者の国籍*	68
規則 41 付属細則	68
42 年令制限	69
43 世界ドーピング防止規程	69
44 招待とエントリー*	69
規則 44 付属細則	70
Ⅲ. オリンピック競技大会のプログラム	72
45 オリンピック競技大会のプログラム*	72
規則 45 付属細則	72

46	オリンピック競技大会におけるIFの技術的責務*	76
	規則46 附属細則	77
47	ユース・キャンプ	81
48	オリンピック競技大会のメディアの報道*	82
	規則48 附属細則	82
49	オリンピック競技大会に関連する出版*	82
	規則49 附属細則	83
50	広告、デモンストレーション、宣伝*	83
	規則50 附属細則	84
IV.	プロトコール	86
51	プロトコール	86
52	オリンピックID兼資格認定カード—それに付帯する諸権利	87
53	オリンピック旗の使用	87
54	オリンピック聖火の使用	88
55	開会式および閉会式	88
56	表彰式、メダルと賞状の授与式	89
57	入賞者名簿	89
58	IOC—最終権限	89
第6章		
処分および制裁、紛争の解決と手続き		
		90
59	処分および制裁*	90
	規則59 附属細則	93
60	異議申し立て	93
61	紛争の解決	94

*印のついた規則は附属細則で補足されている。

略 語

IOC	国際オリンピック委員会
OC	オリンピック憲章
R.....	オリンピック憲章 規則.....
BLR...	オリンピック憲章 規則.....付属細則.....
OCOG	オリンピック競技大会組織委員会
IF	国際競技連盟
ASOIF	オリンピック夏季大会競技団体連合
AIOWF	オリンピック冬季大会競技団体連合
NOC	国内(地域)オリンピック委員会
IPC	国際パラリンピック委員会
ANOC	国内(地域)オリンピック委員会連合
ANOCA	アフリカ国内(地域)オリンピック委員会連合
OCA	アジア・オリンピック評議会
PASO	パン・アメリカン・スポーツ機構
ONOC	オセアニア国内(地域)オリンピック委員会
EOC	ヨーロッパ国内(地域)オリンピック委員会
CAS	スポーツ仲裁裁判所
OGKS	オリンピック競技大会ノレッジサービス
WADA	世界アンチ・ドーピング機構
IOA	国際オリンピック・アカデミー

オリンピック憲章 緒言

オリンピック憲章は、国際オリンピック委員会 (IOC) によって採択されたオリンピズムの根本原則、規則、付属細則を成文化したものである。憲章はオリンピック・ムーブメントの組織、活動、運用の基準であり、かつオリンピック競技大会の開催の条件を定めるものである。オリンピック憲章はその根本に 3 つの主目的を持っている。

- a) オリンピック憲章は、その憲法的な性格の基本法として、根本原則とオリンピズムの本質的な諸価値を宣言しかつ想起させるものである。
- b) オリンピック憲章はまた IOC の規則でもある。
- c) さらにオリンピック憲章は、オリンピック・ムーブメントの 3 つの主な構成要素である IOC、IF、NOC、それに加えオリンピック競技大会組織委員会の相互の主な権利と義務を規程するものであり、これらの団体は全てオリンピック憲章に従う義務がある。

注

オリンピック憲章の中では、人に関して使われる単語の男性形(例えば会長、副会長、議長、委員、指導者、審判員、団長、参加者、競技者、選手、ジャッジ、レフェリー、アタッシェ、候補者、要員などの名詞、および彼、彼等などの代名詞)は、それに反する但し書きがない限り、女性形も包含するものとする。

また、オリンピック憲章の趣旨に沿って、書面に明確に記されている場合を除いて、1 年というのは暦上の 1 年、つまり 1 月 1 日から 12 月 31 日までを意味する。

前 文

近代オリンピズムの生みの親はピエール・ド・クーベルタンであり、1894年6月にその主導により、パリ国際アスレチック・コンGRESSが開催された。国際オリンピック委員会 (IOC) が設立されたのは1894年6月23日であった。最初の近代オリンピック競技大会 (オリンピック大会) はギリシャのアテネにおいて1896年に開催された。1914年にはピエール・ド・クーベルタンによりパリコンGRESSで提案されたオリンピック旗が採用された。その旗は互いに重なり合う5つの輪からなり、五つの大陸の団結と、世界中の競技者たちがオリンピック競技大会に集うことを表している。最初のオリンピック冬季競技大会は1924年、フランスのシャモニーで開催された。

オリンピックの根本原則

1. オリンピズムは人生哲学であり、肉体と意志と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。スポーツを文化と教育と融合させることで、オリンピックが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、社会的責任、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重に基づいた生き方の創造である。
2. オリンピズムの目標は、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てることにあり、その目的は、人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を推進することにある。
3. オリンピック・ムーブメントは、オリンピックの諸価値に依って生きようとする全ての個人や団体による、IOC の最高権威のもとで行われる、計画され組織された普遍的かつ恒久的な活動である。それは五大陸にまたがるものである。またそれは世界中の競技者を一堂に集めて開催される偉大なスポーツの祭典、オリンピック競技大会で頂点に達する。そのシンボルは、互いに交わる五輪である。
4. スポーツを行うことは人権の一つである。すべての個人はいかなる種類の差別もなく、オリンピック精神によりスポーツを行う機会を与えられなければならない。それには、友情、連帯そしてフェアプレーの精神に基づく相互理解が求められる。
5. スポーツが社会の枠組みの中で行われることを踏まえ、オリンピック・ムーブメントのスポーツ組織は、自律の権利と義務を有する。その自律には、スポーツの規則を設け、それを管理すること、また組織の構成と統治を決定し、いかなる外部の影響も受けることなく選挙を実施する権利、さらに良好な統治原則の適用を保証する責任が含まれる。

6. 人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別はいかなる形であれオリンピック・ムーブメントに属する事とは相容れない。

7. オリンピック・ムーブメントに属するためには、オリンピック憲章の遵守及び IOC の承認が必要である。

1 オリンピック・ムーブメントとその活動

1 オリンピック・ムーブメントの構成と全般組織

1. 最高機関である IOC のもとで、オリンピック・ムーブメントは、オリンピック憲章を指導原理とすることに同意する各種組織、選手、その他の人々を統轄する。オリンピック・ムーブメントの目的は、オリンピズムとその諸価値に従いスポーツを実践することを通じて若者を教育し、平和でよりよい世界の建設に貢献することである。
2. オリンピック・ムーブメントの 3 つの主要な構成要素は、国際オリンピック委員会 (IOC)、国際競技連盟 (IF)、国内 (地域) オリンピック委員会 (NOC) である。
3. 上記の 3 つの主要な構成要素に加え、オリンピック・ムーブメントには、オリンピック競技大会組織委員会 (OCOG)、IF や NOC に所属する国内での統轄団体、クラブ、個人、そして特にその利害がオリンピック・ムーブメント活動の根本的な要素をなす選手、さらにジャッジ、審判員、コーチその他の競技役員や技術要員も含まれる。また、IOC が承認したその他の組織や団体も含まれるものとする。

4. オリンピック・ムーブメントにいかなる形で属するいかなる人物あるいは組織もオリンピック憲章の条文に拘束され、かつ IOC の決定に従わなければならない。

2 IOC の使命と役割*

IOC の使命は、世界中で『オリンピズム』を推進することと、オリンピック・ムーブメントを主導することである。IOC の役割は：

1. スポーツにおける倫理の振興、及び優れた統治およびスポーツを通じた青少年の教育を奨励、支援するとともに、スポーツにおいてフェアプレーの精神が隅々まで広まり、暴力が閉め出されるべく努力すること。
2. スポーツおよび競技大会の組織、発展、調整を奨励、支援すること。
3. オリンピック競技大会が定期的に行われることを保証すること。
4. スポーツを人類に役立て、それにより平和を推進するために、公私の関係団体、当局と協力すること。
5. オリンピック・ムーブメントの団結を強め、その独立性を守るとともにスポーツの自立性を保全するために行動すること。
6. オリンピック・ムーブメントに影響を及ぼすいかなる形の差別にも反対すること。
7. 男女平等の原則を実行するための観点から、あらゆるレベルと組織においてスポーツにおける女性の地位向上を奨励、支援すること。
8. スポーツにおけるドーピングに対する闘いを主導すること。
9. 選手の健康を守る施策を奨励、支援すること。

10. スポーツや選手を、政治的あるいは商業的に悪用することに反対すること。
11. 選手の社会的かつ職業的な将来を保証するためのスポーツ組織および公的機関の努力を奨励し、支援すること。
12. 「スポーツ・フォア・オール」の発展を奨励、支援すること。
13. 環境問題に関心を持ち、啓発・実践を通してその責任を果たすとともに、スポーツ界において、特にオリンピック競技大会開催について持続可能な開発を促進すること。
14. オリンピック競技大会のよい遺産を、開催国と開催都市に残すことを推進すること。
15. スポーツを文化や教育と融合させる試みを奨励、支援する。
16. 国際オリンピック・アカデミー (IOA) の活動、およびオリンピック教育に献身するその他の団体の活動を奨励、支援すること。

規則 2 付属細則

1. IOC 理事会は、適切と判断する条件に従い、当該大会がオリンピック憲章に従って行われかつ NOC または IOC の承認した連合体の管理下にあり、さらに関係 IF の援助を得て、その IF の技術規則に従って開催されるものである場合には、地域別、大陸別、世界規模の国際的な総合競技会に IOC が協賛することを認めることができる。
2. IOC 理事会は、当該大会がオリンピック・ムーブメントの目的に合致している場合には、その他の競技大会に IOC が協賛することを認めることができる。

3 IOCによる承認

1. IOC は、オリンピック・ムーブメントの構成員について正式に承認を与えることができる。
2. IOC は、IOC の使命と役割に結びつく活動をする国内スポーツ組織をNOCとして承認することができる。IOC はまた、大陸もしくは世界規模で組織されたNOCの連合組織を承認することができる。全てのNOCやNOC連合は、可能な所では、法人格を持たなければならない。全てのNOCやNOC連合はオリンピック憲章に従わなければならない。それらの規約はIOCの承認を条件とする。
3. IOC はIF およびIFの連合組織を承認することができる。
4. IF またはNOCの連合組織の承認は、各IFもしくは各NOCがIOCと直接に協議する権利に、いかなる影響をも及ぼさないし、またIOCが各IFもしくは各NOCと協議する場合も同様である。
5. IOC は、スポーツに関する非政府組織で、国際的なレベルで活動し、その規約と活動がオリンピック憲章に従う団体を、承認することができる。
6. 個々の事例の承認結果はIOC理事会により決定される。
7. IOCによる承認には暫定的なもの最終的なものがある。暫定承認とその取り消しは、IOC理事会により有期または無期で決定される。IOC理事会は、暫定承認が失効する条件を決定できる。最終承認およびその取り消しは総会で決定される。承認手続きの全ての詳細はIOC理事会により決定される。

4 オリンピック・ कांग्रेस*

オリンピック・ कांग्रेसは、IOC が定める間隔で、オリンピック・ムーブメントの構成要素の代表により開催される。招集は IOC 会長が行う。その役割は諮問的なものである。

規則 4 付属細則

1. オリンピック・ कांग्रेसは、総会の決議により会長によって招集され、総会の定めた日付、場所において IOC によって組織される。会長が議長を務め、議事手続を決定する。
2. オリンピック・ कांग्रेसは、IOC 委員、名誉会長、名誉委員、荣誉委員、IF と NOC 代表にて構成される。また、IOC が承認した諸団体の代表を加えてもよい。加えて個人資格か代表として招待される選手および個人も出席する。
3. オリンピック・ कांग्रेसの議題は、IF および NOC と協議の上、IOC 理事会が決定する。

5 オリンピック・ソリダリティー*

オリンピック・ソリダリティーの目的は、NOC 一とりわけ最も必要とする NOC への援助を組織化することにある。この援助は、必要に応じて IF の技術的な支援も得て、IOC と NOC が共同で案出するプログラムの形を取る。

規則 5 付属細則

オリンピック・ソリダリティーにより選定されるプログラムの目的は、下記に対して寄与することにある。

1. オリンピズムの根本原則の推進。
2. オリンピック競技大会に参加するための選手やチームの準備に関して NOC を援助する。
3. 選手やコーチのスポーツの専門知識を伸ばす。
4. 奨学金制度を含む NOC や IF との協力を通じて、選手やコーチの技術水準を向上させる。
5. スポーツ管理者を養成する。
6. 同様の目的を追求する組織や団体との協力、特にオリンピック教育やスポーツの普及に関わるものとの協力。
7. 全国規模または国際的な団体と協力して、必要な場所に、簡便、機能的、経済的なスポーツ施設を作る。
8. NOC の主催または後援で開催される国内、地域、大陸規模の競技大会の組織を支援し、また地域、大陸規模の競技大会ではその組織、準備、自国選手団の参加について NOC を支援する。
9. NOC 間の二国間や多国間の協力プログラムを奨励する。
10. スポーツを政府開発援助(ODA)に含めるよう政府や国際機関に働きかける。

このようなプログラムはオリンピック・ソリダリティー委員会によって運営される。

6 オリンピック競技大会*

1. オリンピック競技大会は、個人種目または団体種目での選手間の競争であり、国家間の競争ではない。オリンピック競技大会では、各 NOC によって選ばれ、IOC がその参加を認めた選手たちが一堂に会する。選手は関係 IF の技術的な監督下で競う。
2. オリンピック競技大会は、オリンピック競技大会とオリンピック冬季競技大会からなる。雪や氷の上で行われる競技のみが、冬季競技と見なされる。

規則 6 付属細則

1. 「オリンピック競技大会」とは連続する 4 暦年の期間を意味し、最初の年の 1 月 1 日に始まり、4 年目の 12 月 31 日に終了する。
2. オリンピック競技大会は、1896 年にアテネで開催された第 1 回オリンピック競技大会から連続して順に回数がつけられている。第 29 回オリンピック競技大会は 2008 年 1 月 1 日から始まる。
3. オリンピック冬季競技大会は、開催された順に回数がつけられている。

7 オリンピック競技大会とオリンピック資産に関する権利*

1. オリンピック・ムーブメントの先導者として、IOC はオリンピック・ムーブメントの価値を高め、オリンピック競技大会を組織し普及させるための物質的な援助を行い、IF・NOC 選手のオリンピック競技大会への準備を支援する責任がある。
IOC は、オリンピック競技大会にかかわる全ての権利およびこの規則に記載されたオリンピック資産の所有者であり、その権利はそれらの目的のために収益を生み出す可能性をもつものである。それらすべての権利とオリンピック資産がすべての関係者から最大限保護を受け、そ

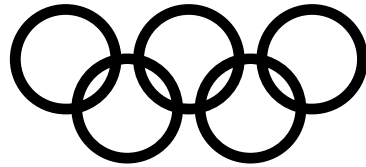
の使用に関して IOC によって承認を受けることは、オリンピック・ムーブメントとその収益により恩恵を受ける構成員の最大の利益である。

2. オリンピック競技大会はIOCの独占的な資産である。IOCは、現存する、または将来開発されるいかなる媒体や装置による形態であっても、大会に関する全ての権利と関連データ、とりわけ、そして制限を設けることなく、その組織、利用、放送、録音、上演、複製、入手、流布に関する全ての権利を所有する。
3. オリンピック競技大会、あるいはオリンピック競技大会での競技、スポーツ演技に関するデータの入手条件と使用条件は、IOCが決定する。
4. オリンピックのシンボル、旗、モットー、讃歌、特定できる言葉(オリンピック競技大会、オリンピック競技大会などであるが、それらに限らない)、連想させる映像・音声、マーク、聖火、トーチは、下の規則8から14に定義するとおり、集合的または個別的に「オリンピック資産」と便宜上呼ぶものとする。いかなる、そして全てのオリンピック資産に関するあらゆる権利、およびそれらを使用する全ての権利は、利潤目的、商業目的、宣伝目的のための使用を含むがそれのみに限らず、独占的にIOCに帰属する。IOCはその権利の全体あるいは一部を、IOC理事会の定める条件により、使用の許諾をすることができる。

8 オリンピック・シンボル*

オリンピック・シンボルは、単色、または五色のカラー版で使用する時には、左から右へ青、黄、黒、緑、赤の五色で描かれた、重なり合った5つの同じ大きさの輪(オリンピック・リング)からなる。輪は、下の複製の図のように、左から右へ向けて重なり、青、黒、赤の輪は上に、黄と緑の輪は下に位置する。オリンピック・シンボルはオリンピック・ムーブメントの活動を表すとともに5

つの大陸の団結、さらにオリンピック競技大会に世界中から選手が集うことを表現している。



9 オリンピック旗*

オリンピック旗は、白地で縁なしとする。その中央に五色のオリンピック・シンボルが描かれる。

10 オリンピック・モットー*

「より速く、より高く、より強く (Citius・Altius・Fortius)」というオリンピック・モットーは、オリンピック・ムーブメントの壮志を表す。

11 オリンピック・エンブレム*

オリンピック・エンブレムとは、オリンピック・リングを他の特徴的な要素をと結び付けた統合デザインをいう。

12 オリンピック讃歌*

オリンピック讃歌は、スピロス・サマラスにより作曲された「オリンピック讃歌」という題名の音楽作品である。

13 オリンピック聖火とオリンピック・トーチ*

1. オリンピック聖火とは、IOC の権限の下にオリンピアで点火された火をいう。
2. オリンピック・トーチとは、運搬用のトーチまたはそのレプリカで、IOC により承認されたオリンピック聖火を燃やすためのものをいう。

14 オリンピック・デジグネーション*

オリンピック・デジグネーションとは、オリンピック競技大会、オリンピック・ムーブメント、またはその構成要素に、いかなる形でも関連し、関係し、あるいは他のつながりを表わすあらゆる映像または音声を意味する。

規則 7-14 付属細則

1. 法的保護
 - 1.1 IOC は、国内的にも、国際的にも、オリンピック競技大会および全てのオリンピック資産に関する IOC のための権利の法的保護を得る目的で、いかなる適切な手段をも講じることができる。
 - 1.2 各 NOC は IOC に対し、当該国内において規則 7-14 および規則 7-14 付属細則の遵守の責任を負う。各 NOC は当該規則および細則に反するような、いかなるオリンピック資産のいかなる使用をも禁じるために適切な手段を講じる。
NOC はまた、IOC のために、IOC のオリンピック資産の保護を得られるよう努力する。

- 1.3 国内法もしくは商標登録、またその他の法が、オリンピック・シンボルやその他のオリンピック資産のいずれかの法的保護をNOCに認めることがあっても、当該NOCが、その結果として発生する諸権利を行使できるのは、オリンピック憲章に従いかつIOC理事会の指示を受けた場合に限る。
 - 1.4 NOCは、全てのオリンピック資産の法的保護を得るため、およびこのような事柄において第三者との間に発生しうるいかなる意見の相違をも解決するため、いつでもIOCの助力を求めることができる。
 - 1.5 IOCは、全てのオリンピック資産の法的保護を得るため、およびこのような事柄において第三者との間に発生しうるいかなる意見の相違をも解決するため、いつでもNOCの助力を求めることができる。
2. IOC、またはIOCから承認や許諾を得た第三者によるオリンピック資産の使用
 - 2.1 IOCは、自らの裁量で使用するために、一つまたはそれ以上のオリンピック・エンブレムを作成することができる。
 - 2.2 オリンピック・シンボル、オリンピック・エンブレム、その他のいかなるIOCのオリンピック資産も、NOCのある国において、以下の条件のそれぞれが満たされた場合には、IOCまたはIOCが許可した者が利用することができる。
 - 2.2.1 全てのスポンサー契約、サプライヤー契約、および下記の付属細則2.2.2に言及のあるものを除く全てのマーケティング活動で、その利用が関係するNOCの利益を大きく損なうものであってはならず、またIOCは、その利用から得た純利益の一部を受け取ることになる当該NOCと協議の上で決定を行う。
 - 2.2.2 全てのライセンス契約について、NOCは、これに関連する全ての税金と経費とを控除した純利益総額の半額を受け取るものとする。NOCはそのような利用については全て事前に通知を受ける。

- 2.3 IOC は、自らの裁量により、オリンピック競技大会の放送機関に対してオリンピック・シンボル、IOC のオリンピック・エンブレム、またはその他の IOC や OCOG のオリンピック資産の使用を許諾できる。本付属細則 2.2.1 と 2.2.2 の規定は、その様な許諾に関しては適用されない。
3. オリンピック・シンボル、旗、モットー、讃歌の使用
 - 3.1 本付属細則 2.2 に従い、IOC はオリンピック・シンボル、旗、モットー、讃歌を、自らの裁量で使用できる。
 - 3.2 NOC は、自らの非営利活動の枠内でのみオリンピック・シンボル、旗、モットー、および讃歌を使用することができる。但し、このような使用は、オリンピック・ムーブメントの発展に寄与するもので、その尊厳を損なわないことに加え、当該 NOC が事前に IOC 理事会の承認を得た場合に限る。
4. NOC、OCOG によるオリンピック・エンブレムの創作と使用
 - 4.1 NOC または OCOG は、IOC の承認があれば、オリンピック・エンブレムを創作できる。
 - 4.2 このようなエンブレムが、他のオリンピック・エンブレムと明確に区別できると判断した場合には、IOC はそのオリンピック・エンブレムのデザインを承認できる。
 - 4.3 オリンピック・エンブレムに含まれるオリンピック・シンボルが占める面積は、そのエンブレムの総面積の 3 分の 1 を超えないものとする。オリンピック・エンブレムに含まれるオリンピック・シンボルは、完全な形で表さなければならず、どのようにも改変してはならない。
 - 4.4 上記に加えて、各 NOC のオリンピック・エンブレムは、下記の条件を満たさなければならない：
 - 4.4.1 エンブレムは、当該 NOC の国に関連があることが明確にわかるようにデザインされなければならない。
 - 4.4.2 エンブレムの特徴を表す要素は、当該 NOC の国の名前またはその省略形だけに限られてはならない。

- 4.4.3 エンブレムの特徴を表す要素では、オリンピック競技大会、もしくは時期の限定を招くような特定の日や行事に言及してはならない。
 - 4.4.4 エンブレムの特徴を表す要素が、その性格が普遍的または国際的であるような印象を与えるモットー、名称、その他の一般的な表現を含んでいてはならない。
- 4.5 上記の付属細則4.1、4.2、4.3の規定に加え、OCOGのオリンピック・エンブレムは以下の条件を満たさなければならない。
- 4.5.1 エンブレムは、当該 OCOG が組織するオリンピック競技大会に関連したものであることが明確にわかるようにデザインされていなければならない。
 - 4.5.2 エンブレムの特徴を表す要素が、当該 OCOG の国の名前またはその省略形だけに限られてはならない。
 - 4.5.3 エンブレムの特徴を表す要素が、その性格が普遍的または国際的であるような印象を与えるモットー、名称、その他の一般的な表現を含んでいてはならない。
- 4.6 上記規定の施行前に IOC の承認を受けたオリンピック・エンブレムは、全て有効とする。
- 4.7 NOC のオリンピック・エンブレムは、可能な限り、自国内において、当該 NOC によって、登録可能なもの、すなわち、法的保護を受けられるものでなければならない。NOC は、IOC によるエンブレムの承認後 6 か月以内にこのような登録を行い、かつ IOC に登録の証明を提出しなければならない。当該 NOC が自らのオリンピック・エンブレムを保護するためにあらゆる可能な手段を講じず、かつ IOC にその保護策を報告することを怠った場合には、オリンピック・エンブレムについての IOC の承認は取り消されることがある。同様に、OCOG は、そのオリンピック・エンブレムを、IOC の指示に従い保護しなければならない。NOC および OCOG によって獲得されたいかなる保護も、IOC に対抗して発動はできない。
- 4.8 宣伝広告、商業目的、営利目的での、オリンピック・エンブレムのいかなる使用も、下記の 4.9 および 4.10 に定める条件に従わなければならない。

- 4.9 NOC もしくは OCOG が、直接もしくは第三者を通して、宣伝広告、商業目的、営利目的のためにオリンピック・エンブレムの使用を希望する場合には、この付属細則に従い、かつ第三者にもこれを遵守させることを保証しなければならない。
- 4.10 全ての契約もしくは協定には、OCOG が締結したのもも含め、当該 NOC による署名が承認が必要であり、かつ下記の原則が適用されるものとする：
- 4.10.1 NOC のオリンピック・エンブレムの使用は、当該 NOC の国内に限り有効とする。このようなエンブレム、およびその他のオリピズムを示すいかなるシンボル、エンブレム、マーク、または NOC の名称も、他の NOC の国では、その国の NOC の事前の書面による承認を得ることなしには、いかなる宣伝広告、商業目的、営利目的のためにも使用してはならない。
- 4.10.2 同様に、OCOG のオリンピック・エンブレム、およびその他のオリピズムを示すいかなるシンボル、エンブレム、マーク、または OCOG の名称も、他の NOC の国では、その国の NOC の事前の書面による承認を得ることなしには、いかなる宣伝広告、商業目的、営利目的のためにも使用してはならない。
- 4.10.3 全ての場合において、OCOG が締結するいかなる契約も、その有効期間は、該当するオリンピック競技大会が開催された年の 12 月 31 日以降に及んではない。
- 4.10.4 オリンピック・エンブレムの使用は、オリンピック・ムーブメントの発展に貢献し、かつその尊厳を損なわないものでなければならない。オリピズムの根本原則またはオリンピック憲章に記された IOC の役割と相容れない場合には、オリンピック・エンブレムと製品やサービスをいかなる形で関連性づける事も禁止する。
- 4.10.5 いかなる NOC または OCOG も、IOC が要求した場合には、自らが当事者となっている全ての契約書のコピーを IOC に提出する。

5. 郵便切手

IOCは、当該国のNOCと協力し、当該国の所轄官庁がIOCと連携して発行する郵便切手に、IOCの定める条件に従って、オリンピック・シンボルを使用することを奨励する。

6. 音楽作品

オリンピック競技大会に関連して特に制作を依頼したいかなる音楽作品についても、IOCがその著作権の所有者として指定される手続きが、IOCの満足のいく形で行われることを、OCOG並びに開催国のNOCは保証しなければならない。

2 国際オリンピック委員会 (IOC)

15 法的地位

1. IOC は、国際的な、非政府の非営利団体であり、無期限の存続期間を有する、法人格をもつ組織であって、2000 年 11 月 1 日付の協定書によりスイス連邦評議会により承認されている。
2. IOC の本部は、オリンピックの都であるスイスのローザンヌにおく。
3. IOC の目的は、オリンピック憲章に基づいて課された使命、役割、責任を果たすことにある。
4. その使命を果たし役割を実行するため、IOC は基金や会社などの法人を設立し、取得し、あるいは支配することができる。

16 委員*

1. IOC の構成-IOC 委員の適格性、登用、選出、入会、地位

- 1.1 IOC の委員は自然人である。規則 16 付属細則に従い、IOC 委員の総数は 115 名を超えてはならない。IOC は以下のように構成される。
 - 1.1.1 過半数の委員は、規則 16 付属細則 2.2.5 に規定されるとおり、いかなる特定の職務や職位にも結びつかない会員資格である。その総数は 70 名を超えてはならない。規則 16 付属細則に規定される通り、このような委員は、どの国の国民であつても、1 名を超えてはならない。
 - 1.1.2 現役の選手は、規則 16 付属細則 2.2.2 に規定されるとおり、その総数が 15 名を超えてはならない。
 - 1.1.3 IF や IF 連合または IOC に承認された他の団体で、会長、または役員、幹部としての地位を持つ者は、その総数が 15 名を超えてはならない。
 - 1.1.4 NOC や世界的または大陸別の NOC 連合で、会長、または役員、幹部としての地位を持つ者は、その総数が 15 名を超えてはならない。このような委員は、どの国の国民であつても、IOC においては 1 名を超えてはならない。

1.2 IOC は、そのような候補の資格のある人々の中から、規則 16 付属細則に従い、IOC が適格と見なす者を登用し選出する。

1.3 IOC は、新委員を承認するセレモニーを行い、新委員はその場で下記の宣誓をすることにより、その責務を全うすることを承諾する。

「国際オリンピック委員会の委員となる名誉を与えられた私は、IOC 委員としての自分の責任を自覚していることを宣言し、力の及ぶ限り最善を尽くしてオリンピック・ムーブメントのために働くことを約束します。オリンピック憲章の全ての規程および IOC の決定の全て-これは、私の方から異論を唱える対象ではないと考えます-を尊重し、また尊重を保証し、倫理規程に従います。

また、私自身がいかなる政治的または営利的な影響力、およびいかなる人種もしくは

宗教上の考えに左右されないこと、その他あらゆる形の差別と戦い、どのような状況においても IOC およびオリンピック・ムーブメントの利益を図ることを誓います。」

- 1.4 IOC 委員は、自らの国および自らが働くオリンピック・ムーブメントの組織において、IOC およびオリンピック・ムーブメントの利益を代表し推進する。
- 1.5 IOC 委員は、政府、組織、その他の関係者から、自らの行動と投票の自由を妨げる恐れのあるいかなる指令や指示をも受けてはならない。
- 1.6 IOC 委員は、IOC の負債や債権債務に対して個人として責任を負うことはない。
- 1.7 規則 16.3 を条件に、IOC の各委員は 8 年間の任期で選出され、さらに 1 期または複数期再選されることができる。再選の手続は IOC 理事会によって決定される。

2. 義務

IOC 委員はそれぞれ下記の義務を負う：

- 2.1 オリンピック憲章、倫理規程、その他の IOC の規則に従う。
- 2.2 IOC 総会に出席する。
- 2.3 任命された IOC 専門委員会の仕事に参加する。
- 2.4 オリンピック・ムーブメントの発展と推進に貢献する。
- 2.5 自らの国および自らが働くオリンピック・ムーブメントの組織において、IOC のプログラムの履行状況を監視する。
- 2.6 自らの国および自らが働くオリンピック・ムーブメントの組織におけるオリンピック・ムーブメントの発展と推進、および必要とするものについて、会長から要求があった場合に報告をする。

- 2.7 自らの国および自らが働くオリンピック・ムーブメントの組織において、オリンピック憲章の適用を妨げたり、オリンピック・ムーブメントに悪影響を及ぼす恐れのある全ての事柄について、遅滞なく会長に報告する。
- 2.8 会長から命じられたその他の任務を遂行する。

3. 委員の資格停止

IOC 委員の資格は以下の状況で停止となる。

3.1 辞任:

どの IOC 委員も、会長に書面による辞表を出すことによりいつでも委員を辞任することができる。IOC 理事会は、このような辞任を承認する前に、辞任しようとする委員の聴取を要求することができる。

3.2 非再選:

どの IOC 委員も、規則 16.1.7、規則 16 付属細則 2.6、事情によっては規則 16 付属細則 2.7.2.に従った選出により再選出されなかった場合には、他の手続きなしに委員としての資格を失う。

3.3 年齢制限:

どの IOC 委員も、規則 16 付属細則 2.7.1.に従い、70 歳になった暦年の末日には委員としての資格を失う。

3.4 総会の欠席または IOC 業務への積極的関与の欠如:

当該委員が連続 2 年間に渡り、総会への出席を怠ったり IOC の仕事に積極的に参加することを怠ったりした場合、不可抗力による場合を除き、本人から改めて告知がなくとも、委員としての資格を喪失する。このような場合、委員資格の喪失は、IOC 理事会の提案を受けた IOC 総会の決議によって確定する。

3.5 居住地や活動の中心の移転:

規則 16 付属細則 1.1.1 に定められるとおり、いかなる IOC 委員も、その居住地や活動の中心が、選出された時点のものとは異なる国に移った場合は、委員としての資格を喪失する。

このような場合、委員資格の喪失は、IOC 理事会の提案を受けた IOC 総会の決議によって確定する。

3.6 現役選手として選出された委員

規則 16 付属細則 1.1.2 によって定められた IOC 委員は、IOC アスリート委員会のメンバーでなくなった時点で IOC 委員としての資格を喪失する。

3.7 NOC や世界的または大陸別の NOC 連合、IF や IF 連合または IOC に承認された他の団体の会長、または役員、幹部としての地位を持つ者：

規則 16.1.1.3 または 1.1.4 によって定められた IOC 委員は、選出された時に務めていた役職を離れた時点で IOC 委員としての資格を喪失する。

3.8 除名

3.8.1 IOC 委員が、自らの宣誓に背いた場合、もしくは当該委員が怠慢によりあるいは故意に IOC の利益を危険にさらしたり、IOC に相応しくない振る舞いがあったと IOC 総会が判断した場合には、その IOC 委員は総会の決議を経て除名できる。

3.8.2 IOC 委員の除名決議は、理事会の提案を受けて総会によって採択される。このような決議には、総投票の 3 分の 2 の多数決が必要となる。当該委員は、このような IOC 総会で釈明する権利がある。この権利は、かけられた嫌疑を知ることや、自ら出頭しあるいは書面により弁明を提出する権利を含む。

3.8.3 総会が除名提案の決議を行うまで、IOC 理事会は、当該委員を暫定的に資格停止にし、委員の立場に由来する当該委員の権利、特典、職務の全部または一部を剥奪することができる。

3.8.4 IOC から除名された委員は、NOC、NOC 連合、あるいは OCOG のメンバーになることはできない。

4. 名誉会長、名誉委員、栄誉委員

- 4.1 IOC 理事会の提案により、総会は、IOC 会長として優れた貢献をなした IOC 委員を、名誉会長として選出することができる。名誉会長は、助言を行う権利を持つ。
- 4.2 少なくとも 10 年 IOC 委員を務めて引退し、優れた貢献をなした委員は、IOC 理事会の提案により、総会において IOC 名誉委員として選出されることことができる。
- 4.3 IOC 理事会の提案により、総会は、IOC に対し極めて優れた貢献をなした IOC に属さない著名な人物を、栄誉委員として選出することができる。
- 4.4 名誉会長、名誉委員、栄誉委員は終身で選ばれる。これらの人々は投票権を持たず、またいかなる IOC の役職につく資格もない。規則 16.1.1～1.5、規則 16.1.7、規則 16.2、規則 16.3 および規則 16 付属細則 1 と 2 はこれらの人々には適用されない。これらの地位は総会決議により撤回することができる。

規則 16 付属細則

1. 適格性:

18 歳以上の自然人は、以下の条件を満たせば IOC 委員になるための適格性を有する:

- 1.1 下記第 2.1 に従い立候補を申し出た者。
- 1.2 下記第 2.2 項に規定された条件を満たす者。
- 1.3 指名委員会によってその候補資格が審査され、報告された者。
- 1.4 IOC 理事会から総会に対し、委員としての選出が提案された者。

2. IOC 委員選出の手続き

- 2.1 IOC 委員選出のための候補の提案

下記の人物および組織は IOC 委員選出のために候補者を推薦する資格がある。IOC 委員、IF、IF の連合組織、NOC、世界的または大陸別の NOC 連合、および IOC に承認された他の団体。

2.2 立候補の受け入れ条件

立候補の受け入れ条件を満たすために、全ての立候補は書面で会長宛に行なわなければならない。また下記の条件を満たさなければならない。

- 2.2.1 IOC 委員の選出に立候補届けを提出したいいかなる人物あるいは組織も、各候補者が下記 2.2.2 項に従い現役選手として推薦されているのか、あるいは下記第 2.2.3 項または第 2.2.4 項に列挙されている組織の一つにおいて果たしている職務に関連してその候補が推薦されているのか、あるいは立候補が下記第 2.2.5 項に従った独立した個人に関するものなのかを、明確に示さなければならない。
- 2.2.2 その候補者が規則 16.1.1.2 の意味する現役選手として推薦されている場合は、その候補者は、遅くとも自らが最後に出場したオリンピック競技大会の次のオリンピックアード競技大会または冬季オリンピック競技大会の開催終了までに、IOC アスリート委員会の委員に選出されているか任命されていなければならない。
- 2.2.3 その立候補が IF や IF 連合または規則 3 の第 5 項にある IOC に承認された団体での職務による場合は、候補者はその会長職、または役員、幹部としての地位を持つ者でなければならない。
- 2.2.4 その立候補が NOC や世界的または大陸別の NOC 連合での職務による場合は、候補者はその会長職、または役員、幹部としての地位を持つ者でなければならない。
- 2.2.5 この他の立候補は全て、その人物の居住地か活動の中心があり、かつ NOC が存在する国の国籍を持つ独立した個人に関するものでなければならない。

2.3 IOC 指名委員会

2.3.1 IOC 指名委員会は、第 16 条付属細則 2.4 と第 21 条付属細則 3 に従って IOC 委員の各候補者を審査する責任をもつ。

2.3.2 IOC 指名委員会では、IOC 倫理委員会と IOC アスリート委員会から少なくとも各 1 名を委員に含めなくてはならない。

2.4 IOC 指名委員会の任務

2.4.1 IOC 指名委員会の任務は、IOC 委員として選出される全候補者を審査するとともに、IOC 会長の指定した期日までに IOC 理事会で報告するため、各候補者に関して報告を作成する。

2.4.2 IOC 指名委員会は、候補者に関するあらゆる有益な情報を集め、特に職業および経済的状況およびその人物の経歴、スポーツ活動といった情報を収集する。委員会は、情報を得ることができる人物からの照会状を提出するよう候補者に求めることができる。委員会は面接のために候補者を招くことができる。

2.4.3 IOC 指名委員会は、全ての候補の適格性、素性を確認する。また必要であれば、立候補の根拠となる候補者の現役選手としての資格や職務の確認を行なう。

2.5 IOC 理事会における手続き

2.5.1 IOC 理事会のみが、総会に対して候補を提案する権限を持つ。ある候補の提案を決めた場合、IOC 理事会は、総会の開始 1 ヶ月前までに、指名委員会からの報告書を添えて、総会に対し書面による提案を提出する。IOC 理事会は候補者からの聴聞が行える。IOC 理事会は一人の委員を選出するために複数の候補を提案できる。

2.5.2 上記第 2.2.1 項と第 2.2.2 項により現役選手として提案された候補を審査する
手続は短縮することができ、上記第 2.4.1 項と第 2.5.1 項による最終期限は、
IOC アスリート委員会に新たに選出された現役選手を IOC 委員としての即時の
選出をするために必要である限りは、免除できる。

2.6 IOC 総会における手続き

2.6.1 IOC 総会のみが、IOC 委員を選出する権限を持つ。

2.6.2 指名委員会の委員長は、当該委員会の意見を総会に伝える権利を持つ。

2.6.3 IOC 理事会によって提案された IOC 委員選挙の全ての候補者は、総会による
投票にかけられる。投票は無記名投票により行われる。決議は投票総数の過
半数による。

2.7 過渡期についての条項

第 110 次 IOC 総会の閉会日(1999 年 12 月 11 日)以前に選出された IOC 委員の権
利は以下のように守られる。

2.7.1 第 110 次 IOC 総会の閉会日(1999 年 12 月 11 日)以前に選出された IOC 委
員は、1966 年より前に選出された場合を除き、80 歳になった暦年の末日までに
退任しなければならない。ある委員が、会長、副会長、理事の任期中にこの制
限年齢に達した場合には、次の IOC 総会の終了時に引退するものとする。

2.7.2 規則 16.1.1.1 の末尾に定める、どの国の国民も一人にするという制限につい
ては、第 110 次 IOC 総会の閉会日(1999 年 12 月 11 日)以前に選出された IOC
委員には適用しない。

3 委員の登録

IOC 理事会は、全ての IOC 委員、名誉会長、名誉委員、荣誉委員の最新の登録を保管する。この登録は、各委員の立候補の出処を特定するとともに、その委員の立候補が現役選手としてのものか、その他の職務につながるものか、あるいは独立した個人として提出されたものかを示すものとする。

4 名誉会長、名誉委員、荣誉委員

- 4.1 名誉会長は、オリンピック競技大会、オリンピック・コンGRESS、総会、IOC 理事会に出席することができ、席は IOC 会長の隣りに用意される。名誉会長は、助言を行う権利を持つ。
- 4.2 名誉委員は、オリンピック競技大会、オリンピック・コンGRESS、総会に出席することができ、各人に席が確保される。名誉委員は、会長から要請された場合に助言を行う。
- 4.3 荣誉委員は、オリンピック競技大会、オリンピック・コンGRESSに出席することができ、各人に席が確保される。会長はその他の IOC の会合や行事にも荣誉委員を招くことができる。

17 組織

IOC の諸権限は以下の機関によって行使される。

1. 総会
2. IOC 理事会
3. 会長

18 総会*

1. 総会は IOC 委員の全体会議である。総会は、IOC の最高機関である。その決定は最終的なものである。通常総会は、年に 1 度開催される。臨時総会は、会長により招集されるか、もしくは 3 分の 1 以上の委員からの書面による要求に基づいて招集される。
2. 総会の権限は以下の通りである。
 - 2.1 オリンピック憲章の採択または修正すること。
 - 2.2 IOC 委員、名誉会長、名誉委員、荣誉委員を選出すること。
 - 2.3 会長、副会長およびその他全ての IOC 理事会のメンバーを選出すること。
 - 2.4 オリンピック競技大会の開催都市を選出すること。
 - 2.5 通常総会を開催する都市を選出すること。臨時総会を開催する都市については会長が決定権限を持つ。
 - 2.6 IOC の年度事業報告と会計報告を承認すること。
 - 2.7 IOC の監査役を指名すること。
 - 2.8 NOC、NOC 連合、IF、IF 連合、その他の組織に対する IOC の正式の承認の授与または撤回を決定すること。
 - 2.9 IOC 委員の除名、および名誉会長、名誉委員、荣誉委員の身分の撤回。
 - 2.10 法またはオリンピック憲章により総会に権限の付与されたその他の全ての事項について決議し決定すること。
3. 総会の定足数は、IOC の委員総数の半数に 1 を加えたものとする。総会の決議は、投票総数の過半数によって採択される。但しオリンピズムの根本原則あるいはオリンピック憲章の規則の修正について、またはオリンピック憲章中、他に特記のある場合については、投票総数の 3

分の2の多数決を必要とする。

4. 委員は、それぞれ1票の投票権を持つ。棄権、白票、無効票は、必要とされる過半数の算定には加えない。委任による投票は認めない。オリンピック憲章に定めのある場合、または出席委員の4分の1以上からの要請に基づいて議長がそう決定した場合には、投票は無記名で行われる。投票結果が同数の場合は議長が決定する。
5. 上記18.3および18.4の規定は、人または開催都市の選出に適用される。但し、2候補しかいないか、2候補だけが残った場合には、より多くの票を獲得した方の候補が選ばれるものとする。
6. 総会はIOC理事会に職権を委ねることができる。

規則 18 付属細則

1. IOC理事会は、全ての総会の組織と準備に、それに関わる全ての財政的な事柄も含めて責任を持つ。
2. 通常総会の日付の通知は、全てのIOC委員に対し、遅くとも総会の開会6ヵ月前までに行われる。総会は会長の命により正式に招集され、通常総会の場合は遅くとも開催の30日前までに、臨時総会の場合は遅くとも10日前までに招集され、会議で扱われる議題を明示した議事日程とともに通知される。
3. 総会の議長は、会長、あるいは会長が不在または職務が遂行できない場合は出席している副会長のうちの先任者が務める。さらにその様な副会長が不在または職務が遂行できない場合には、出席している理事会のメンバーのうちの先任者が議長を務める。
4. オリンピック憲章の修正決議を含む総会のいかなる決議も、総会で異なる決定がなされない限り、直ちに効力を発するものとする。総会の議事日程に含まれていない問題でも、委員の

3分の1からの要請がある場合、もしくは議長が承認した場合には、これを審議することができる。

5. IOC委員は下記のような場合は投票への参加を差し控えなければならない：
 - 5.1 投票がオリンピック開催都市の選定に関わるものである時に、当該委員が国籍を持つ国のある都市が候補である場合。
 - 5.2 投票が、総会、オリンピック・コンGRESS、または他のあらゆる会合や行事の会場の選定に関わるものである時に、当該委員が国籍を持つ国のある都市や公的機関が候補である場合。
 - 5.3 投票がIOC委員の選出に関わるものである時に、候補者が当該委員と同じ国籍である場合。
 - 5.4 投票が、理事会の理事または他の役職者の選出に関わるものである時に、候補者が当該委員と同じ国籍である場合。
 - 5.5 その他、投票が、当該委員の国籍のある国、またはその国のNOCに関する、その他全ての事柄にかかわる場合。疑義のある場合は、当該委員が投票に参加するか否かは議長が決定する。
6. 会長は、会長選挙を除く全ての選挙の規則を制定し、会長選挙についてはIOC理事会が規則を制定する。
7. 総会と投票に関する手続上のいかなる事柄も、オリンピック憲章に定めのない場合には、会長により決定される。
8. 緊急の場合には、会長またはIOC理事会の判断により、決定または決議はファックスや電子メールを含む通信によるIOC委員の投票に附することができる。
9. 総会の、全ての会合の議事録とその他の記録は、会長の権限のもとで作成される。

19 IOC 理事会*

1. 構成

IOC 理事会は、会長、4名の副会長、その他10名の理事によって構成される。理事会メンバーの選択は、総会の構成を反映するものとする。選出の度ごとに、総会は上記の原則が尊重されていることに注意する。

2. 選出、任期、再選、欠員

2.1 IOC 理事会の全メンバーは、総会の無記名投票により、投票総数の過半数をもって選出される。

2.2 副会長およびその他10名の理事の任期は4年とする。理事会メンバーは、選出された役職に係らず、最大2期連続して務めることができる。

2.3 規則 19.2.2 に基づき、理事会メンバーが連続して2期の任期を終了した場合、最低2年の期間を経たあと、メンバーとして再選されることができる。これは、会長職の選挙には適用せず、待機期間は無いものとする。

2.4 会長職以外のいかなる役職に欠員が生じた場合も、すぐ次の総会で当該の役職にメンバーを選出する。このメンバーの任期は4年間である。

2.5 理事会の全てのメンバーは、その役職の任期と再任の任期を、選出された総会の終了時に開始する。またその役職の任期は、任期が切れる年の通常総会の終了時に満了する。

2.6 この規則に関する限りは、1年とは2つの連続した通常総会の間を意味する。

3. 権限、責任、義務

IOC 理事会は、IOC の管理とその業務の運営に全般的包括的な責任を負う。特に下記の職務を遂行する。

- 3.1 オリンピック憲章の遵守を監視する。
- 3.2 その組織に関連した内部統制の全てを承認する。
- 3.3 会計報告を含む年報を作成し、それを監査報告とともに総会に提出する。
- 3.4 提案された全ての規則または付属細則の変更について報告書を総会に提出する。
- 3.5 IOC 委員としての選出を推薦する候補者の名前を総会に提出する。
- 3.6 オリンピック競技大会開催の立候補の受付と選定の手続を定め監督する。
- 3.7 総会の議事日程を定める。
- 3.8 会長の提議に基づき、事務総長を任命し、解任する。会長は、その報酬を決定し、制裁措置を取ることができる。
- 3.9 IOC の全ての議事録、報告書、その他の記録の保存を法に従って手配する。保存する記録は全ての総会、理事会、他の委員会や作業部会の議事録を含む。
- 3.10 法的拘束力のある、IOC の一切の決定を行い、規則を定める。当該決定および規則は理事会が最適とみなす形式をとる。例えば、規約、裁定、規範、指針、便覧、手引、指示、資格、その他の決定などがあり、これにはオリンピック憲章の適切な履行とオリンピック競技大会の開催を確実にを行うために必要な一切の規則も含まれる。
- 3.11 IF や NOC と、2 年に 1 回以上、定期的に会合を開く。このような会合は IOC 会長が議長となり、関係諸団体と協議の上、会長が手続と議事日程を決める。
- 3.12 IOC の名誉称号を設け、それを授与する。
- 3.13 総会や会長に対して、全ての権限を行使し、法やオリンピック憲章に起因しない全ての義務を果たす。法やオリンピック憲章に定めのない全ての職務を、全ての権限を行使して、総会や会長に対して遂行する。

4. 権限の委任

IOC 理事会は、その一人または複数のメンバー、IOC 専門委員会、IOC 事務局員、その他の法人や第三者に対し、その権限を委任することができる。

規則 19 付属細則

1. 会長は、IOC 理事会の全ての会合の組織と準備に責任を持つ。会長はこれに関する権限の全てまたは一部を事務総長に委任することができる。
2. IOC 理事会は、会長の招集により、または理事会のメンバーの過半数が、開催の 10 日以上前に要求した時に開催される。開催の通知には、会議の議題を明示しなければならない。
3. IOC 理事会の議長は、会長、もしくは会長が不在または職務が遂行できない場合は出席している副会長のうち先任者が務める。さらにそのような副会長が不在または職務が遂行できない場合には、出席している理事会のメンバーのうちの先任者が議長を務める。
4. IOC 理事会の定足数は 8 名とする。
5. IOC 理事会の決議は、投票総数の過半数によって採択される
6. 理事会のメンバーは、それぞれ 1 票の投票権を持つ。棄権、白票もしくは無効票は、必要とされる過半数の算定には加えない。委任による投票は認めない。オリンピック憲章に定めのある場合、あるいは出席メンバーの 4 分の 1 以上からの要請に基づいて議長がそう決定した場合には、投票は無記名で行われる。投票結果が同数の場合は議長が決定する。
7. IOC 理事会のメンバーは、規則 18 付属細則 5 に列挙されているような場合には投票への参加を差し控えなければならない。
疑義のある場合は、当該委員が投票に参加するかどうかは議長が決定する。

8. IOC 理事会に関するいかなる問題や手続も、オリンピック憲章に定めのないものについては、会長が決定する。
9. IOC 理事会は、電話会議やテレビ会議の形で会議を行うことができる。
10. 緊急の場合には、会長の判断により、決議や決定はファックスや電子メールを含む、通信による IOC 理事会メンバーの投票に附することができる。
11. 全ての会合の議事録とその他の記録は、会長の権限のもとで作成される。

20 会長*

1. 総会は、無記名投票により、IOC 委員の中から任期 8 年の会長を選出する。会長は、一度だけ 4 年間任期を更新することができる。
2. 会長は、IOC を代表し、IOC の全ての活動を統轄する。
3. 何らかの事情により総会または IOC 理事会が行為や決定をできない状態にある場合には、会長は IOC の代表としてあらゆる行為を行い、また決定を下すことができる。ただし当該行為または決定はただちに管轄機関に通知し、追認を得なければならない。
4. 会長がその任務を全うし得ない場合は、副会長のうちの先任者が会長の任務を代行する。この代行は、会長がその能力を回復するか、あるいは会長が永続的な行為無能力の状態にある時には次期総会で新会長が選出されるまでの間、行われる。この場合、新会長は 8 年の任期で選出され、一度だけ 4 年間任期を更新することができる。

規則 20 付属細則

会長選の立候補は、選出が行われる総会の開会日の3ヵ月前までに表明されるものとする。しかし、この最終期限は、IOC 理事会が、状況によって変更がやむを得ないと判断した時には変更することができる。

21 IOC 専門委員会*

IOC 専門委員会は、事情に応じて、総会、IOC 理事会または会長への諮問の目的で設けることができる。会長は、必要に応じて、常設委員会、または特別委員会および作業部会を設ける。オリンピック憲章や、IOC 理事会によって制定された特別な規則にこれに明らかに反する規定のある場合を除き、会長はそれらの委員会への委任事項を定め、それらのメンバー全員を任命し、委任された任務を全うしたと会長が判断した際には、解散を決定する。いかなる委員会または作業部会の会合も、オリンピック憲章や IOC 理事会によって定められた特別な規則にこれに明らかに反する規定のある場合を除き、会長の事前の承認がないかぎり開催できない。会長は、職権上の資格において、全ての委員会および作業部会のメンバーであり、会合に会長が出席した際には常に上席につく。

規則 21 付属細則

1. IOC アスリート委員会

IOC にアスリート委員会を置き、その委員の過半数は、オリンピック競技大会の参加選手によって選出された選手とする。選挙は、IOC 理事会が設定した規則に従い、また IOC アスリート委員会と協議の上、オリンピアド競技大会とオリンピック冬季競技大会の際に行なわれる。

そしてその選挙が行なわれるオリンピック競技大会の1年以上前にIFとNOCに連絡されるものとする。

IOC アスリート委員会の全ての規則と議事手続は、IOC アスリート委員会と協議の上、IOC 理事会によって決定される。

2. IOC 倫理委員会

IOC 倫理委員会は規則 22 および規則 22 付属細則に従って設置される。

3. IOC 指名委員会

IOC 指名委員会は、IOC 委員選出のための全ての候補を審査する目的で、規則 16.2.3 に従って設置される。

IOC 指名委員会の全ての規則と議事手続は、IOC 指名委員会と協議の上、IOC 理事会によって決定される。

4. オリンピック・ソリダリティー委員会

オリンピック・ソリダリティー委員会は、規則 5 および規則 5 付属細則に定める任務を遂行する目的で設置される。

5. 候補都市評価委員会

オリンピック競技大会およびオリンピック冬季競技大会の開催に応募する候補都市を審査する目的で、会長は、規則 33 付属細則 2.2 に従い、2つの候補都市評価委員会を設置する。

6. オリンピック競技大会調整委員会

オリンピック競技大会の組織の改善と、IOC、OCOG、IF、NOC の間の協力の増進を助ける目的で、規則 37 および規則 37 付属細則に従って、会長は複数の調整委員会を設置する。

7. IOC 医事委員会

7.1 会長は医事委員会を設置する。医事委員会には以下の義務を含む事項が委託される。

7.1.1 世界ドーピング防止規程およびその他全ての IOC アンチ・ドーピング規則を、特にオリンピック競技大会において、実行にうつす。

7.1.2 選手の医療および健康に関わるガイドラインを作成する。

7.2 オリンピック競技大会開催期間中、医事委員会の委員は NOC 代表選手団に対しいかなる意味でも医療関係の能力提供を行わないものとし、また、NOC 代表選手団団員が世界ドーピング防止規程違反に関して行う討議には一切関与しないものとする。

8. 議事手続き

各 IOC 専門委員会の議長は IOC 委員が務める。IOC 専門委員会は電話会議やテレビ会議の形で会合を開くことができる。

22 IOC 倫理委員会*

IOC 倫理委員会の任務は、オリンピック憲章に謳われている諸価値と原理に基づいて、憲章の不可分の一部である「倫理規程」を含む倫理原則の枠組みを作成、更新することである。さらに、倫理規程違反を含む倫理原則の不履行に関する申し立てを調査し、必要であれば理事会にしかるべき制裁措置を提案する。

規則 22 付属細則

1. IOC 倫理委員会の構成と組織は、その規則に定められている。
2. 倫理規程、IOC 倫理委員会規則、IOC 倫理委員会の発するあらゆる規程や施行細則のいかなる変更も、IOC 理事会に提出し承認を受ける。

23 言語

1. IOC の公用語は、フランス語と英語である。
2. IOC 総会では、常にフランス語、英語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、アラビア語の同時通訳が提供されなければならない。
3. オリンピック憲章、およびその他のいかなる IOC の文書も、フランス語版と英語版との間に相違がある場合は、これに明確に反する書面による規定がない限り、フランス語版が優先する。

24 IOC の財源

1. IOC は、任務の遂行を可能にするために、寄贈および遺贈を受けることができ、また他のあらゆる財源を探ることができる。IOC は、テレビ放映権、スポンサーシップ、ライセンス、オリンピック資産なども含む自らのあらゆる権利の活用、およびオリンピック競技大会の開催から収入を得る。
2. オリンピック・ムーブメントの一層の発展を図るため、IOC は収益の一部を、IF と NOC (オリンピック・ソリダリティーを含む) および OCOG に与えることができる。

3 国際競技連盟(IF)

25 IF の承認

オリンピック・ムーブメントを発展、推進するために、IOC は、一つまたは複数の競技を世界レベルで統轄し、その競技を国内レベルで統轄している組織を包含する国際的な非政府組織を、IF として承認することができる。

オリンピック・ムーブメントにおけるIFの規約、業務および活動は、世界ドーピング防止規程の採択および履行を含め、オリンピック憲章に従ったものでなければならない。上記のことを条件に、各IFは当該競技の統轄において独立と自立性を保つものとする。

26 オリンピック・ムーブメントにおける IF の使命と役割

1. オリンピック・ムーブメントにおける IF の使命と役割は以下の通りである：
 - 1.1 オリンピック精神に則ってそれぞれの競技の実施に関する競技規則を制定、施行し、それが確実に適用されるようにすること。
 - 1.2 その競技が世界中で発展するようにすること。
 - 1.3 オリンピック憲章に定められた目標達成に向け、特にオリンピズムとオリンピック教育の普及を通じて貢献すること。
 - 1.4 オリンピック競技大会の開催候補地について、特に自ら管轄する競技の会場の技術的側面に関する、意見を表明すること。
 - 1.5 オリンピック競技大会の競技の出場資格の基準をオリンピック憲章に則って定め、承認を得るために IOC に提出すること。
 - 1.6 オリンピック競技大会および同意された IOC の後援で開催される競技大会において、その競技の技術管理および指導監督に関する責任を負うこと。
 - 1.7 オリンピック・ソリダリティーのプログラムの実施に際して技術的な支援をすること。
2. 加えて、IF は下記のことを行うことができる。
 - 2.1 オリンピック憲章およびオリンピック・ムーブメントに関して、IOC に対する提案を作成すること。
 - 2.2 オリンピック・ kongress の準備に協力すること。
 - 2.3 IOC からの要請に応じて IOC の専門委員会の活動に参加すること。

4 国内オリンピック委員会(NOC)

27 NOC の使命と役割*

1. NOC の使命は、オリンピック憲章に従い、各国においてオリンピック・ムーブメントを発展させ、推進し、保護することにある。
2. NOC の役割は：
 - 2.1 各国内一とりわけスポーツと教育の分野一において、あらゆるレベルの学校、スポーツ・体育専門学校、大学における、オリンピック教育プログラムの推進また、国内オリンピック・アカデミー、オリンピック博物館などオリンピック教育のための団体の創設、その他のオリンピック・ムーブメントに関連する、文化的なものも含むプログラムの奨励により、オリンピズムの根本原則と価値を推進すること。
 - 2.2 各国でオリンピック憲章が確実に遵守されるようにすること。
 - 2.3 エリート・スポーツとスポーツ・フォア・オールの発展を奨励すること。
 - 2.4 コースを設けてスポーツ組織管理者の養成を支援し、このコースをオリンピズムの根本原則の普及に貢献させること。

- 2.5 スポーツにおけるいかなる形の差別や暴力にも反対する行動をとること。
- 2.6 世界ドーピング防止規程を採択し実行すること。
3. NOC は、オリンピック競技大会および IOC が後援する地域、大陸、もしくは世界的総合競技大会において、各国を代表する独占的な権限を持つ。また、各 NOC はオリンピック競技大会に選手を派遣し、参加する義務を負う。
4. NOC は、自国内でオリンピック競技大会開催に立候補する都市を選定、指名する独占的な権限を持つ。
5. NOC は、使命を達成するためには、政府機関と協力してもよい。それらの機関とは調和のとれた関係を作り上げる。しかしながら、NOC はオリンピック憲章に反する活動には一切関わらないものとする。NOC はまた、非政府組織と協力することもできる。
6. NOC は自立性を保持しなければならず、オリンピック憲章の遵守を妨げる可能性のある政治的、法的、宗教的、経済的圧力などを含む、あらゆる種類の圧力に抗しなければならない。
7. NOC は、下記の権利を持つ：
 - 7.1 自らを「国内オリンピック委員会 (NOC)」と表示し、識別し、言及すること。その表示や識別はその名称に含まれるか言及されるものとする。
 - 7.2 オリンピック憲章に従って、オリンピック競技大会に競技者、チーム役員、その他のチーム関係者をオリンピック競技大会に派遣すること。
 - 7.3 オリンピック・ソリダリティーの助成の恩恵を受けること。
 - 7.4 IOC が認め、かつ規則 7-14 および規則 7-14 付属細則に従って、一部のオリンピック資産を使用すること。
 - 7.5 IOC が主催または後援する、地域大会を含む活動に参加すること。

- 7.6 IOC が承認した NOC 連合に所属すること。
 - 7.7 IOC に対してオリンピック競技大会の組織を含むオリンピック憲章およびオリンピック・ムーブメントに関する提案を行うこと。
 - 7.8 オリンピック競技大会の開催候補地についての意見を述べること。
 - 7.9 IOC からの要請に応じて IOC の専門委員会の活動に参加すること。
 - 7.10 オリンピック・ kongress の準備に協力すること。
 - 7.11 オリンピック憲章または IOC により許諾されたその他の権利を行使すること。
8. IOC は、さまざまな IOC の部署およびオリンピック・ソリダリティーを通じて、NOC がその使命を達成することを支援する。
 9. オリンピック憲章違反の場合に適用される処分や制裁措置に加えて、IOC 理事会は NOC が存在する国におけるオリンピック・ムーブメント保護のために適切な判断を下すことがある。その判断には、その国の現行の憲法、法律、その他の規則、もしくは政府またはその他の団体の行為によって NOC の活動、あるいはその意思形成や表明が妨げられる場合の当該 NOC の資格停止や承認の取り消しを含む。IOC 理事会は当該 NOC に対し、そのような決定を行う前に、聴聞のための機会を与える。

28 NOC の構成*

1. その構成にかかわらず、NOC には下記を含まなければならない：
 - 1.1 その国に IOC 委員がいれば、その全て。当該委員は NOC の総会で投票権を持つ。さらに、その国に規則 16.1.1.1 と規則 16.1.1.2 による IOC 委員がいれば、その委員は、職権上の資格で、その NOC の執行機関のメンバーとなり、投票権を持つ。

- 1.2 オリンピック競技大会のプログラムに含まれている競技を統轄する IF に所属している国内競技連盟全て、もしくはそれらの代表者。
 - 1.3 選出された選手の代表。代表者とは、オリンピック競技大会に参加したことのある選手でなくてはならず、遅くとも、本人が最後に参加したオリンピック競技大会以後 3 回目のオリンピックアードの終了時までにはこの職位を辞さなければならない。
2. NOC は、メンバーとして下記の者を含むことができる:
 - 2.1 IOC によって承認された IF に所属している国内競技連盟で、その競技がオリンピック競技大会のプログラムに含まれていないもの。
 - 2.2 複数競技のグループ、およびその他のスポーツ関係団体、もしくはその代表。また、その国の国民で NOC の有効性に貢献する見込みのある者、またはスポーツおよびオリンピックイズムの大義のために際立って尽力した者。
 3. NOC およびその執行機関の議決の際の過半数は、本条 1.2 に記述のある国内競技連盟またはその代表が投じる票から成るものとする。オリンピック競技大会に関する問題を扱う際には、このような競技連盟が投じた票、および当該 NOC の執行機関のメンバーが投じた票のみが計算の対象となる。IOC 理事会の承認を前提として、NOC は、議決の際の過半数およびオリンピック競技大会に関する問題を扱う際の投票に、本条 1.1 に記述のある IOC 委員が投じた票、および本条 1.3 に記述のある選出された選手代表者が投じた票を含むことができる。
 4. 政府もしくはその他の公共機関はいかなる NOC のメンバーをも指名してはならない。しかし、NOC は、自らの裁量でこのような機関の代表をメンバーとして選出する旨決定することはできる。
 5. NOC の管轄権の範囲は、当該 NOC が設立され、本部を置く国の境界と一致しなければならない。

規則 27、28 付属細則

1. NOC の承認手続き

- 1.1 NOC として承認を受けようとする国内スポーツ団体は、その申請団体がオリンピック憲章に定められている全ての条件、とりわけ規則 28 と規則 27、28 付属細則に定める条件を満たしていることを示すため、IOC に対し申請書を提出する。
- 1.2 NOC のメンバーである国内競技連盟は、国内および国際的に固有かつ実体のある継続的なスポーツ活動を行なっていること、とりわけ競技会を組織し参加し、かつ選手のトレーニングプログラムを実行していることの証拠を提示しなければならない。NOC は、IF が統轄する各競技について 2 つ以上の国内競技連盟を承認しない。国内競技連盟もしくはそこから選ばれた代表が、NOC およびその執行機関の議決の際の過半数を成すものとする。NOC に含まれる少なくとも 5 つの国内競技連盟がオリンピック競技大会のプログラムに含まれる競技を統轄する IF に加盟していなければならない。
- 1.3 申請者の規約が IOC 理事会によって認められることが、NOC 承認の条件である。NOC の規約がその後にかなる改変、修正を経る場合にも同じ条件が適用される。当該規約は、常にオリンピック憲章に則ったものであり、そのことが明示されていなければならない。NOC の規約の意味や解釈に疑義がある場合、または NOC の規約とオリンピック憲章の間に矛盾がある場合には、常にオリンピック憲章が優先する。
- 1.4 各 NOC は少なくとも年に 1 度、当該 NOC の規約に従い、会員による総会を開催する。NOC は総会の議題に、特に 1 年の事業報告、監査済みの会計報告、および場合によっては役員や執行機関のメンバー選出を含めるものとする。
- 1.5 NOC の役員および執行機関のメンバーは、NOC の規約に従い、4 年間を超えない任期で選出され、再選もできるものとする。

1.6 スポーツの事務管理業務を本業とする者を除いて、NOC のメンバーは、その服務や義務の遂行の対価としていかなる種類の報酬や賞与も受け取ってはならない。但し、その職務を遂行するために負担した旅費、宿泊費、およびその他の正当な理由のある経費の払い戻しを受けることができる。

1.7 NOC に対する承認の取り消しや消滅は、オリンピック憲章または IOC により当該 NOC に与えられていた全ての権利の喪失を意味する。

2. NOC の任務

NOC は以下の任務を遂行する：

2.1 オリンピック競技大会および、IOC が後援する地域、大陸、もしくは世界規模での総合競技大会において、それぞれ自国の代表を指名し、組織し、指揮する。NOC は自国内の各国内競技連盟が推薦した選手のエントリーについて決定する。このような選抜は、選手の競技の技量のみならず、自国のスポーツをする若者の模範となるような能力にも基づいて行われるものとする。NOC はまた、各国内競技連盟が提案したエントリーがあらゆる面でオリンピック憲章の条項に従ったものであることを保証しなければならない。

2.2 NOC は、自国選手団員の用具、輸送、宿泊などを用意する。また、NOC は、選手団員のために、死亡、障害、病気、医療・医薬の費用、並びに第三者に対する損害賠償の危険を補償するに十分な保険契約を締結する。また、NOC は、各選手団員の行動に責任を負う。

2.3 NOC は、オリンピック競技大会並びにその関連の全ての競技とその式典の際に選手団が着用する衣服、ユニフォームと使用する用具を定め、決定する唯一かつ独占的な権限を有する。

この独占的権限は、実際の試合の中でその選手団の選手が使用する特別な用具には及ばない。この規則の趣旨として、特別な用具とは、その用具の専門的な特性ゆえに

選手の動作に重大な影響があると当該 NOC が認める用具に限定する。そのような特別な用具に関するいかなる宣伝も、明示であれ暗示であれ、オリンピック競技大会について言及がある場合には承認を得るために当該 NOC に提出しなければならない。

2.4 NOC は、各管轄地域内において、オリンピック資産を保護する IOC の補佐を行う。

3. NOC には、

下記のことが推奨される：

- 3.1 オリンピック・ムーブメントを推進するため、定期的に(できれば毎年)、オリンピック・デーまたはオリンピックウィークを実施すること。
- 3.2 スポーツとオリンピズムの領域における文化と芸術の推進を NOC の活動に含めること。
- 3.3 オリンピック・ソリダリティーのプログラムへの参加。
- 3.4 オリンピズムの根本原則と矛盾のない方法で財源を追求すること。

29 国内競技連盟

NOC から承認され、その NOC のメンバーとして受け入れられるためには、国内競技連盟は固有かつ実体のあるスポーツ活動を継続的に行ない、かつ IOC 承認の IF に所属し、かつあらゆる面でオリンピック憲章および所属 IF の規則に従った活動をしていなければならない。

30 国および NOC の名称

1. オリンピック憲章中の「国」という表現は、国際社会から独立国家として認められているものを指す。
2. NOC の名称は、その国の領土の範囲や伝統を反映したものでなければならず、かつ IOC 理事会の承認を要する。

31 NOC の旗、エンブレム、歌

オリンピック競技大会を含む NOC 自らの活動に関連する使用のために NOC によって採用される旗、エンブレム、歌は、IOC 理事会の承認を要する。

5 オリンピック競技大会

I. オリンピック競技大会の開催、組織と運営

32 オリンピック競技大会の開催*

1. オリンピアド競技大会は、オリンピアドの最初の年に開催され、オリンピック冬季競技大会は3年目に開催される。
2. オリンピック競技大会を開催する栄誉と責任は、オリンピック競技大会の開催都市に選定された都市に対し、IOC によって委ねられる。
3. オリンピック競技大会の開催日程は、IOC 理事会により決定される。
4. オリンピック競技大会が、開催されるべき年に開催されなかった場合は、IOC のその他一切の権利を侵害することなく、その開催都市の権利は全て取り消されるものとする。
5. オリンピック競技大会を開催した結果、開催都市、OCOG、開催国の NOC のいずれかに生じた余剰金は、オリンピック・ムーブメントとスポーツのために充てるものとする。

規則 32 付属細則

オリンピック競技大会の競技期間は、16 日間を超えてはならない。

33 開催都市の選定*

1. 開催都市の選定は総会の特権とする。
2. IOC 理事会は、総会による選定が行われるまでの間、従うべき手続を決定する。特別の事情のある場合を除いて、開催都市選定はオリンピック競技大会の 7 年前に行われる。
3. 全ての立候補都市のある国の中央政府は、法的な拘束力のある文書を IOC に提出し、その中で、その国と当局がオリンピック憲章を遵守しかつ尊重することを、当該政府が約束、保証しなければならない。
4. 開催都市の選定は、当該オリンピック競技大会の開催候補都市がない国で行うものとする。

規則 33 付属細則

1. オリンピック競技大会開催の申請 - 申請都市
 - 1.1 出願資格を満たすためには、オリンピック競技大会開催に関するいかなる都市の申請も、当該国の NOC の承認を得ていなければならない。その場合に当該都市は申請都市と見なされる。
 - 1.2 オリンピック競技大会の開催都市となるための申請は、その都市の管轄権限を持つ当局により、その国の NOC の承認を添えて IOC に提出しなければならない。当該当局および NOC は、オリンピック競技大会が IOC が定める諸条件のもと、これを満たす形で組織されることを保証しなければならない。

- 1.3 同一のオリンピック競技大会の開催を希望する都市が一国のなかに複数ある場合、当該国の NOC の決定により、一都市だけが申請できる。
- 1.4 オリンピック競技大会開催申請を IOC に提出した日から、申請都市の国の NOC は申請都市の活動および行為を監督し、またその申請や、場合によっては当該都市のオリンピック競技大会開催の申請についても、連帯して責任を負うものとする。
- 1.5 各申請都市は、オリンピック憲章および IOC 理事会によるその他の規則や必要条件に従うとともに、各競技に関して IF の規程する全ての技術的な基準にも従う。
- 1.6 全ての申請都市は、IOC 理事会の権限のもとに実行される立候補受付の手続きに従う。IOC 理事会は、そのような手続きの内容を決定する。IOC 理事会はどの都市が候補都市として認められるかを決定する。

2. 候補都市 - 評価

- 2.1 候補都市とは申請都市のうち、IOC 理事会が総会での選定のために提出することを決定する上で適格のものをいう。
- 2.2 IOC 会長は、各回のオリンピック競技大会について、立候補都市の評価委員会を任命する。各評価委員会は、IOC 委員、IF 代表、NOC 代表、アスリート委員会代表それに国際パラリンピック委員会 (IPC) 代表を含む。
候補都市のある国の国籍を持つ者は評価委員会のメンバーになる資格がない。評価委員会は専門家の援助を受けることができる。
- 2.3 各評価委員会は全ての候補都市についてその資格を検討し、会場を視察し、オリンピック競技大会の開催都市を選定する IOC 総会の開会日の 1 ヶ月前までに、全ての候補都市についての報告書を IOC 委員全員に提出する。

- 2.4 各候補都市は、IOC 理事会が定める財政的保証をしなければならない。IOC 理事会は、この保証が、候補都市自らのものか、もしくは地方、地域、国などの当局によるものか、もしくはその他の第三者によるものかを決定する。
3. 開催都市の選定 - 開催都市契約の作成
 - 3.1 評価委員会の報告書提出を受けて、IOC 理事会は IOC 総会における開催都市選定投票に提出するための候補都市の最終リストを作成し保管する。
 - 3.2 開催都市の選定は、総会が評価委員会の報告を検討した後に行われる。
 - 3.3 IOC は、開催都市およびその国の NOC と文書による契約を結ぶ。通常「開催都市契約」と呼ばれるこの契約は、開催都市の選定後ただちに、全ての当事者により調印される。

34 オリンピック競技大会の開催地、場所、会場*

1. 全ての競技はオリンピック競技大会の開催都市で行わなければならない。ただし、IOC 理事会が国内の他の都市もしくは他の場所や会場で一部の種目を開催することを承認した場合は、その限りではない。開会式および閉会式は開催都市で行わなければならない。全ての競技およびその他のいかなるイベントの開催地、場所、会場も、全て IOC 理事会の承認を得なければならない。
2. オリンピック冬季競技大会では、地理的もしくは地勢上の理由のために、ある競技の種目もしくは種別を開催都市のある国内で開催することができない場合には、IOC は例外的措置としてこれらを周辺国で開催することを許可することができる。

規則 34 付属細則

1. 開催都市以外の都市や場所で、ある種目、種別、または競技をおこなうための要求は、IOC に対し、遅くとも評価委員会の候補都市訪問より前に、書面により提出しなければならない。
2. オリンピック競技大会の組織、実施、メディアの活動は、開催都市、その隣接地域、またはその他の競技場、会場で行われる一切の他の行事により、いかなる意味でも損なわれないものとする。

35 組織委員会*

オリンピック競技大会の組織は、IOC から、開催都市のある国の NOC および開催都市自身に委任されるものである。当該 NOC はこの目的のために組織委員会 (OCOG) の設立に責任を持つ。組織委員会は、設置された時から IOC 理事会から直接に指示を受ける。

規則 35 付属細則

1. OCOG はその国における法人の地位を持つ。
2. OCOG の執行機関には次の者を含む。
 - ・規則 16.1.1.1 にいう、その国の IOC 委員
 - ・その国の NOC 会長および専務理事
 - ・開催都市に指名され、開催都市を代表する者少なくとも 1 名。

OCOG の執行機関には、当局の代表およびその他指導的立場の人物も含めることができる。

3. 設立の時から解散が終了するまで、OCOG はその全ての活動をオリンピック憲章、IOC・NOC・開催都市の間で締結された契約、その他の IOC 理事会の規則や指示に従って行う。

36 賠償責任 - オリンピック競技大会開催の取り消し

1. NOC、OCOG および開催都市は、オリンピック競技大会の開催および実施について、単独または連帯で締結した一切の契約に対して連帯および単独で責任を有する。
ただし、当該オリンピック競技大会の開催および実施に対する財政的責任はその限りではなく、他の当事者のいかなる責任にも影響せず、とりわけ規則 34 付属細則によって与えられる一切の保証から生じる責任には影響するものではなく、開催都市および OCOG が連帯しかつ個別にその全責任を負うものとする。IOC は、オリンピック競技大会の開催および実施に関していかなる財務的責任を負わないものとする。
2. オリンピック憲章やその他の IOC の規則や指示を遵守しない場合、あるいは NOC、OCOG、開催都市に契約上の義務の不履行があった場合に、IOC はいつでも開催都市、OCOG および NOC からオリンピック競技大会開催を撤回する権利を持つ。この撤回は直ちに発効し、それによって IOC が被ったいかなる損害に対する賠償の権利も侵さない。この場合には NOC、OCOG、開催都市、開催都市のある国、その政府や当局の全て、あるいは都市、地域、州、県、その他の地方レベルや全国レベルのその他のいかなる関係者も、IOC に対していかなる形の賠償をも求めることはできない。

37 オリンピック競技大会調整委員会 - NOCと組織委員会の連携*

1. オリンピック競技大会調整委員会:

オリンピック競技大会の組織と、IOC、OCOG、IF、NOC 相互の協力関係の向上のために、会長はオリンピック競技大会調整委員会(調整委員会)を設置し、これら団体間の作業連携を統御し実行する。調整委員会にはIOC、IF、NOC、選手の代表を含むものとする。

2. NOCと組織委員会間の連絡 - 選手団団長:

オリンピック競技大会の開催期間中、各NOCの競技者、役員、その他のチーム関係者は、自国のNOCが任命した選手団団長の責任下におかれる。選手団団長の任務は、その国のNOCによって託された職務に加え、IOC、IF および OCOG との連絡にあたる事である。

規則 37 付属細則

1. 調整委員会の任務

調整委員会の任務は下記を含むものとする:

- 1.1 OCOG の進捗状況の監視。
- 1.2 オリンピック競技大会の開催に関する主な事柄の全てについて、調査検討する。
- 1.3 OCOG を援助する。
- 1.4 OCOG と、IOC・IF・NOC の間の連携を援助する。
- 1.5 これら関係者間で起こり得る相違の解決を援助する。

- 1.6 調整委員会の主導により、OCOG か IOC によって、オリンピック競技大会の開催に向けた進行状況に関する情報が、全ての IF と NOC に常に行き渡るよう保証する。
- 1.7 オリンピック競技大会に関係する重要な事柄について、OCOG、IF、NOC が表明した意見が、IOC 理事会に常に報告されるよう保証する。
- 1.8 IOC 理事会および OCOG と協議の上、特に、輸送、貨物輸送、アディショナルオフィシャルのための宿泊施設の借用、IF、NOC、指定旅行代理店への入場券の割当てなどに関して、NOC 相互の有益な協力関係を築くことができる分野を検討する。
- 1.9 IOC 理事会の承認を得た上で、下記の事項を OCOG に提案し、決定する。
 - 1.9.1 競技会場、トレーニング会場における取決めと、オリンピック村での宿泊施設および諸施設の計画。
 - 1.9.2 参加費用、OCOG が提供する宿泊施設および関連サービスの価格。
 - 1.9.3 参加者および役員の輸送および宿泊の設備、また選手や役員の福利や、オリンピック競技大会期間中に選手、役員が必要な役割を果たす能力に関連すると思われる、その他の事柄。
- 1.10 競技施設、トレーニング施設、その他の施設を点検し、解決不能と考えられる問題全てを IOC 理事会に報告する。
- 1.11 OCOG が IF および選手団団長の意見に適切に対応できるようにする。

- 1.12 IOC 理事会の承認を受けた上、オリンピック競技大会の組織のある特定の分野を取り扱う専門の作業部会を設置する。作業部会は、調整委員会が実行すべき改善策に関して IOC 理事会に対して履行すべき改善のための助言を行なう。
- 1.13 オリンピック競技大会の終了後、大会開催についての分析を行うとともに、これらについて IOC 理事会に報告する。
- 1.14 IOC 理事会の補足的な全ての判断を実行に移し、あるいはその他の指示を履行する。
- 1.15 調整委員会が解決不能と判断する問題がある場合、あるいは委員会の決定に従って行動しない関係者が存在する場合は、調整委員会は直ちにその問題および全ての状況を IOC 理事会に報告し、IOC 理事会が最終的な判断を下すものとする。
- 1.16 オリンピック競技大会の開催時には、調整委員会の職責は IOC 理事会に戻るものとする。調整委員会の委員長は、毎日の OCOG との調整会議に出席する。

2. 選手団団長:

オリンピック競技大会開催中は、選手団団長はオリンピック村に滞在し、すべての医療施設、トレーニング施設、競技場ならびにメディア・センターやオリンピック・ファミリー・ホテルに自由に出入りすることができる。

3. アタッシェ:

各 NOC は、OCOG との協力を容易にするために、1 名のアタッシェを任命することができる。アタッシェは、旅行、宿泊など実施上の問題の解決を補助するため、OCOG と自国の NOC との仲介役をつとめる。オリンピック競技大会の開催期間中、アタッシェは自国の NOC の代表選手団のメンバーとして資格認定されなければならない。

38 オリンピック村*

全ての競技者、チーム役員、その他のチーム要員が一堂に会する目的のため、OCOG は IOC 理事会が決定した期間オリンピック村を用意しなければならない。

規則 38 付属細則

1. オリンピック村は、IOC 理事会が定めた全ての条件を満たしていなければならない。
2. オリンピック村に収容されるチーム役員およびその他のチーム要員の割当数は、IOC 理事会が定める。
3. 開催都市以外の場所での競技開催を IOC が OCOG に認めた場合には、OCOG は、IOC 理事会の定める条件に沿った適切な宿泊、サービス、施設を提供するよう求められることがある。
4. OCOG は、選手、チーム役員およびその他のチーム要員のオリンピック村および上記の場合に必要なその他の宿泊施設での食費、宿泊費および彼らの現地での交通費を全額負担する。

39 文化プログラム

OCOG は、短くともオリンピック村の開村期間、複数の文化イベントのプログラムを計画しなければならない。このプログラムは、IOC 理事会に提出して事前の承認を得るものとする。

II. オリンピック競技大会への参加

40 参加資格規定*

オリンピック競技大会への参加資格を持つためには、競技者、コーチ、トレーナーまたは役員は IOC により定められた参加資格に伴う条件を含むオリンピック憲章および関係 IF の IOC が承認した諸規則に従わなければならない。

また、競技者、コーチ、トレーナーは自国の NOC によってエントリーされていなければならない。上述した人々は：

- フェアプレーと非暴力の精神を尊重し、しかるべく行動しなければならない。
- あらゆる点で世界ドーピング防止規程を尊重し遵守しなければならない。

規則 40 付属細則

1. 各 IF は、オリンピック憲章に従ってその競技の独自の参加資格基準を定める。その基準は、IOC 理事会に提出して承認を求めなければならない。
2. 参加資格基準の適用は、それぞれの責任範囲において、IF、その傘下の国内連盟および NOC の役割である。
3. IOC 理事会が許可した場合を除き、オリンピック競技大会に参加する競技者、コーチ、トレーナーまたは役員は、オリンピック競技大会の開催中、その容姿、名前、写真または競技の模様を宣伝の目的で使用させてはならない。
4. 競技者のオリンピック競技大会への登録や参加は、いかなる金銭的報酬を条件としてもならない。

41 競技者の国籍*

1. オリンピック競技大会に出場する競技者は、その競技者のエントリーをする NOC の国の国民でなければならない。
2. オリンピック競技大会で、競技者が代表する国を決定することに関する事柄は、全て IOC 理事会が解決するものとする。

規則 41 付属細則

1. 同時に 2 つ以上の国籍をもつ競技者は、自己の判断により、どちらの国を代表してもよい。しかし、オリンピック競技大会、大陸別競技大会または地域別競技大会、もしくは関係 IF が承認した世界選手権大会、もしくは地域選手権大会において、一方の国を代表した後はもう一つの国を代表することはできない。但し、国籍を変更した者もしくは新しい国籍を取得した者に適用される下記第 2 項で規定の諸条件を満たしている者は例外とする。
2. オリンピック競技大会、大陸別競技大会もしくは地域別競技大会、もしくは関連 IF が承認した世界選手権大会、もしくは地域選手権大会において、一方の国を代表した後で国籍を変更したり新しい国籍を取得したりした者は、当該競技者が前の国を代表して参加した最後の大会から少なくとも 3 年以上経っていることを条件として、自分の新しい国を代表してオリンピック競技大会に参加することができる。但し、この期間については IOC 理事会が、個々の場合の事情を考慮して、NOC と関係 IF の同意を得て、短縮または解消することができる。
3. 属国、海外州や海外県、国や植民地が独立する場合、あるいは、国境の変更によってひとつの国が他の国に併合される場合、あるいは国が他の国と合併する場合、または、IOC によって新しい NOC が承認される場合には、競技者は引き続いて現在所属する国もしくは所属していた国を代表することができる。しかし、競技者は、本人が希望すれば、現在所属している国を代表するか、新しい NOC ができていればその NOC によってオリンピック競技大会にエントリーするかの選択ができる。但しこの特定の選択は 1 回しかできない。

- さらに、競技者が自国以外の国を代表することにより、あるいは当該競技者が代表を意図する国を選択できることによりオリンピック競技大会に参加する資格を有するいかなる場合も、IOC 理事会は、どの競技者であってもその国籍、市民権、居住地、在住地により起因する事項について、待機期間の長さを含めて、一般のおよび個別的な性格を有する一切の決定を行うことができる。

42 年令制限

IOC 理事会から承認された IF の競技ルールに定められている以外には、オリンピック競技大会に参加する競技者に年令制限はない。

43 世界ドーピング防止規程

世界ドーピング防止規程はオリンピック・ムーブメント全体に義務として課される。

44 招待とエントリー*

- オリンピック競技大会に参加するための招待状は、IOC から全ての NOC に対して、開会式の 1 年前に送付される。
- IOC に承認された NOC だけがオリンピック競技大会に競技者のエントリーを提出することができる。
- 全てのエントリーは IOC の受理を条件とする。IOC は、自らの裁量により、いつでも、理由を示すことなく、いかなるエントリーをも拒否することができる。何人もオリンピック競技大会に参加する権利を付与されていない。

4. NOC は、国内競技連盟から提出された、エントリー推薦を受けた競技者のみをエントリーできるものとする。NOC がその推薦に同意する場合には、そのエントリーを OCOG に送付する。OCOG はその受領を通知しなければならない。NOC は国内競技連盟から提出されたエントリーの妥当性を調査し、人種、宗教、政治を理由に、あるいはその他の差別を理由に除外された者がいないことを保証しなければならない。
5. NOC は、高い水準の国際競技大会のために十分な準備ができていない競技者だけをオリンピック競技大会に派遣する。国内競技連盟は、所属の IF を通じて、エントリーの問題に関する NOC の決定を再検討するよう、IOC 理事会に依頼することができる。IOC 理事会の決定が最終である。

規則 44 付属細則

1. オリンピック競技大会の参加者総数は IOC 理事会が決定する。
2. オリンピック競技大会の競技への選手のエントリーおよびその受理の手続きと期限は IOC 理事会により決定される。
3. 全てのエントリーは、IOC が規定したとおり提出されなければならない。
4. オリンピック競技大会への参加は、各競技者がオリンピック憲章の条項、およびその競技の統轄 IF のルールを全て遵守することを前提条件としている。競技者をエントリーする NOC は、その NOC 自らの責任において、このような競技者がオリンピック憲章および世界ドーピング防止規程について十分に認識しこれに従うことを保証する。
5. ある国に IOC の承認した NOC はあるが、特定の競技の国内競技連盟が存在しない場合には、NOC が競技者を個々にオリンピック競技大会のその競技にエントリーすることができる。但しこれは、IOC 理事会およびその競技を統轄する IF の承認が条件である。

6. オリンピック競技大会へのいかなる立場の参加者は IOC 理事会が規定するエントリー用紙に署名しなければならない。
7. 当該NOCも、上記第6項にあるエントリー用紙に署名し、全ての関連規則が当該競技者に通知されたこと、および NOC が関係する国内競技連盟より、IF の承認を受けた上で、エントリーフォームに署名する権限を与えられたことを、確認し保証しなければならない。
8. 上記の規定が守られていない場合には、いかなるエントリーも無効である。
9. 正式にエントリーをした代表選手団、チームもしくは個人が、IOC 理事会の同意を得ることなく出場を取り消した場合、このような行為はオリンピック憲章違反であり、査問の対象となり、また懲戒処分の対象となることもある。
10. 各競技へのエントリー数は、当該オリンピック競技大会の3年前に関係 IF と協議した上、IOC 理事会によって決定される。
11. 個人競技でのエントリー数は、その競技の世界選手権で定められている数を超えないものとし、かつ一カ国から3名を決して超えないものとする。一部の冬季競技については IOC 理事会が例外を認める事ができる。
12. チーム競技では、IOC 理事会がこれに反する決定をしない限り、チーム数は男女それぞれで12チームを超えないものとし、かつ8チーム以上とする。
13. 一部の他の競技では、各種目に各国から補欠無しで1名のエントリーだけが認められているものがあることを考慮して、補欠の数の公平な配分を行うために、ある特定の競技については、個人種目、チーム種目の両方で、IOC 理事会は、関係 IF と協議の上、補欠の数を増加または削減することができる。
14. IOC 理事会がこれに反する決定をし、かつそれが開催都市契約に記載されている場合を除いて、オリンピック競技大会に出場する選手の数は、10,500名以下、役員数は5,000名以下とする。

Ⅲ. オリンピック競技大会のプログラム

45 オリンピック競技大会のプログラム*

1. オリンピック競技大会のプログラム(ここでは「プログラム」と表記)とは、IOC が現在の規則と付属細則に従い、各回のオリンピック競技大会のために採用した全競技のプログラムを指す。
2. プログラムは競技、種別、種目で構成される。競技とは、規則 46 付属細則 1 と規則 46 付属細則 2 に記載された IF が統轄する競技を指す。種別とは、競技の一部門で、一つもしくはいくつかの種目からなる。種目とは、競技またはその種別における競争で、結果として順位を生むものであって、メダルや賞状の授与のもととなる。
3. プログラムに採用されるいかなる競技を判断する基準、条件の決定と同様に、プログラムに選択される全ての競技も総会の権限の範疇である。世界ドーピング防止規程を承認し履行する競技のみが、プログラムに含まれ、留まるものとする。
4. 種別、種目の採用の決定は IOC 理事会の権限の範疇である。

規則 45 付属細則

1. オリンピック競技大会に適用される一般規定
 - 1.1 各オリンピック競技大会の後、IOC はそのプログラムを再検討する。再検討の度に、競技、種別、種目の採用基準を見直す事ができ、競技、種別、種目の採用や除外を、IOC における管轄機関が決定する。
 - 1.2 各オリンピック競技大会のプログラム作成に関する総会の決定より前に、プログラムへの採用を提案された競技を統轄する IF は、IOC に対して当該オリンピック競技大会へ

の参加を確認しなければならない。

- 1.3 各オリンピック競技大会のプログラムに含まれるいかなる競技は、遅くとも当該オリンピック競技大会の開催都市を選定する総会までに決められる。
 - 1.4 各オリンピック競技大会のプログラムに含まれる種別あるいは種目は、遅くとも当該オリンピック競技大会が開催される3年前までにIOC理事会によって決定される。
 - 1.5 プログラムの変更は、IF、OCOG およびIOCにおける管轄機関の承認を踏まえた上で、規則46 付属細則1.3と1.4に定められた最終期限を延期することができる。
 - 1.6 いかなる競技をプログラムに含めるかを決定する前に、総会はその明確な基準と条件を定めることができる。
 - 1.7 競技を統轄する関係IFがオリンピック憲章あるいは世界ドーピング防止規程に従わない場合、総会はいつでも、プログラムから当該競技を除外する権利を持つ。これに加え、規則23に定められた処分および制裁措置が課されることもある。
 - 1.8 関係IFがオリンピック憲章あるいは世界ドーピング防止規程に従わないような深刻な理由がある場合にのみ、総会は、規則46 付属細則2.1.2と3.1.2にあるIF一覧から除外する修正案を提案、議決することができる。
 - 1.9 規則46 付属細則1.1.7あるいは1.1.8に基づき、総会で決議案の対象となったIFには、決議が下される前に釈明する権利がある。
2. オリンピアド競技大会に適用される規定
 - 2.1 プログラムに含まれる競技
 - 2.1.1 プログラムに含まれる競技はスポーツコア(以下「コア」と表記)と追加競技で構成される。

2.1.2 コアには総会で決定された、少なくとも 25 の競技が選択される。総会は IOC 理事会の提案に基づき、IF が統轄する以下の競技から選択する。

- ・国際陸上競技連盟 (IAAF)
- ・国際ボート連盟 (FISA)
- ・国際バドミントン連盟 (IBF)
- ・国際野球連盟 (IBAF)
- ・国際バスケットボール連盟 (FIBA)
- ・国際ボクシング協会 (AIBA)
- ・国際カヌー連盟 (ICF)
- ・国際自転車競技連合 (UCI)
- ・国際馬術連盟 (FEI)
- ・国際フェンシング連盟 (FIE)
- ・国際サッカー連盟 (FIFA)
- ・国際体操連盟 (FIG)
- ・国際ウエイトリフティング連盟 (IWF)
- ・国際ハンドボール連盟 (IHF)
- ・国際ホッケー連盟 (FIH)
- ・国際柔道連盟 (IJF)
- ・国際レスリング連盟 (FILA)
- ・国際水泳連盟 (FINA)
- ・国際近代五種連合 (UIPM)
- ・国際ソフトボール連盟 (ISF)
- ・世界テコンドー連盟 (WTF)
- ・国際テニス連盟 (ITF)
- ・国際卓球連盟 (ITTF)
- ・国際射撃連盟 (ISSF)
- ・国際アーチェリー連盟 (WA)
- ・国際トライアスロン連合 (ITU)
- ・国際セーリング連盟 (ISAF)
- ・国際バレーボール連盟 (FIVB)

2.1.3 IOC 理事会の提案に基づき、総会は、規則 46 付属細則 2.1.2 の一覧に記載された競技から、一つ、もしくは複数の追加競技を選択することができる。これらは、IOC 承認の IF が統轄する競技で、総会の決定でコアに含まれていないことを条件とする。

2.1.4 プログラムのために総会で選択された追加競技の総数は、プログラムに記載される競技として含めなければならない。これは、コアを含め 28 を超えないこととする。

2.2 適用手続き

2.2.1 IOC 理事会は総会に対し、プログラムに採用される競技を提案する。その数は少なくとも 25 競技をコアとする。総会でコア追加の一括投票を実施し、決議は投票総数の過半数による。過半数に満たない場合、会長の裁量のもと追加投票の実施が決定される。プログラムに含まれる全ての競技は、上記の投票によってコアとして位置づけられる。

2.2.2 規則 46 付属細則 2.2.1 に従いコアが構成された後、IOC 理事会は規則 46 付属細則 2.1.3 で定められた一つ、もしくは複数の追加競技をプログラムに採用することを総会に提案することができる。総会は追加競技の採用について、一括あるいは個別投票することができ、決議は投票総数の過半数が必要である。

3. オリンピック冬季競技大会に適用される規定

3.1 プログラムに含まれる競技

3.1.1 プログラムに含まれる競技はスポーツコア(以降「コア」と表記)で構成される。

3.1.2 IF が統轄する競技に含まれるコア:

- 国際バイアスロン連合 (IBU)
- 国際ボブスレー・トボガニング連盟 (FIBT)

- 世界カーリング連盟(WCF)
- 国際アイスホッケー連盟(IIHF)
- 国際リュージュ連盟(FIL)
- 国際スケート連合(ISU)
- 国際スキー連盟(FIS)

3.1.3 適用手続き

総会はコアの承認を一括投票にて実施し、決議は投票総数の過半数を必要とする。過半数に満たない場合、会長の裁量のもと追加投票の実施が決定される。プログラムに含まれる全ての競技は、上記の投票によってコアとして位置づけられる。

3.1.4 プログラムに採用する競技を検討する際は、オリンピック競技大会に適用されたものと同様の手続きが、または必要に応じて変更された手続きがなされる。

46 オリンピック競技大会における IF の技術的責務*

1. 各 IF はオリンピック競技大会で当該競技の技術的管理と指導に責任を持つ; 競技日程、競技場、練習場並びに用具など、競技の全ての要素は IF の規則に合致したものでなければならない。これら全ての技術面での取決めのため、OCOG は関係 IF と協議しなければならない。各競技の全ての種目の実施は関係 IF の直接の責任のもとにある。
2. OCOG は、オリンピック競技大会のプログラムに含まれるさまざまな競技が公平に扱われ組み合わせられることを保証しなければならない。
3. 各種目の日程および日々の時間割についての最終的な決定は IOC 理事会の権限である。

4. IOC 理事会は、各 IF と協議後、オリンピック競技大会期間中におけるドーピングテストを実施する選手数及び選手の選定、その他、アンチ・ドーピングに関わる事柄を決定する。

規則 46 付属細則

1. オリンピック競技大会での技術面の取決め：
IF は、オリンピック競技大会での技術面での手配について下記の権利と責任を持つ
 - 1.1 統轄する競技、種別、種目の技術的規則を制定する。これには、競技結果の判断基準、用具、設備、施設の技術的な仕様、専門的な動作、練習または試合の規則、技術的な失格の規則、および判定と計時の規則なども含まれるが、これらに限定されない。
 - 1.2 オリンピック競技の最終的な結果および順位を確定する。この結果は、IOC 制定の指針に従い、OCOG の費用負担で、各種目の終了後ただちに、IF が電子データとして利用できるようにする。IF は、統轄する競技の結果を自らの公式ホームページで表示する権利を持つ。
 - 1.3 IOC の権限のもとで、オリンピック競技大会の試合および練習の期間を通じ、試合会場と練習会場における技術的な管轄権を行使する。
 - 1.4 IOC 理事会が関係 IF の提案に基づいて決定した総数の枠内で、開催国およびそれ以外の国から、ジャッジ、審判員、その他の技術役員を選ぶ。開催国以外の国から派遣されるジャッジ、審判員、その他の技術役員の宿泊費、交通費およびユニフォーム代は OCOG が支払うものとする。技術役員は、担当する競技の最初の種目が始まる遅くとも 3 日前から、最後の種目が終わった翌日まで、競技会場にいなければならない。

- 1.5 担当する競技の施設の計画、建設の期間を通じて 2 名の技術代表を任命し、その競技の規則が守られるようにするとともに、エントリー、競技会場の基準、競技日程、プレ・オリンピックの種目、などの技術面の全ての要素を検討し実証する。また、技術役員やジャッジに提供される宿泊、食事、輸送などの条件を点検する。
 - 1.5.1 各 IF の 2 人の技術代表は、エントリーに関して全ての必要な準備をするために、競技の最初の種目が始まる 5 日以上前から、競技会場にいなければならない。
 - 1.5.2 技術代表が、上記の期間およびオリンピック競技大会が終了するまでに必要とする妥当な経費(旅行距離が 2500km を超える場合はビジネス・クラス、2500km 未満はエコノミー・クラスの航空運賃、食費、宿泊費)は OCOG が支払う。
 - 1.5.3 技術的な理由で、技術代表の駐在もしくは派遣の追加が必要であるなどの例外的な場合には、OCOG が IOC に報告の後、適切な手配をする。意見の相違がある場合は IOC 理事会が決定を下す。
- 1.6 全ての競技者がオリンピック憲章の規則 40 と 50 の規定を遵守していることを確認する。
- 1.7 IOC および NOC の管轄の下に、オリンピック競技大会の前(予選会)および大会期間中、選手の参加資格に関する IOC 規則を執行する。
- 1.8 IOC と共同で、立候補都市向けに、IF が技術的に必要とする基準の立案と改訂を行う。
2. IOC 理事会に提出して承認を求める前に、IF と OCOG の同意を必要とする技術条項:
 - 2.1 当該オリンピック競技大会の、少なくとも 2 年前までに競技プログラムの日々の時間割。

- 2.2 オリンピック競技会場の外で行われる種目(例:セーリング、マラソン、競歩、自転車のロード、総合馬術)の日程。
 - 2.3 オリンピック競技大会の前、および期間中の練習施設に必要とされる条件。
 - 2.4 競技会場で使用される専門用具で、IF の技術規則に定義や記載のないもの。
 - 2.5 競技結果を確定するための技術的設備。
 - 2.6 オリンピック競技大会期間中必要な IF 役員(ジャッジ、審判員等)のユニフォーム。
3. IOC 理事会の承認を必要とする IF からの提案:
- 3.1 それぞれの競技における種目の追加や除外を行いオリンピック競技大会でのプログラムを決定。
 - 3.2 オリンピック競技大会に参加する種目ごと、国ごとの競技者数、およびチーム数の決定。
 - 3.3 出場権獲得のシステムを、オリンピック競技大会開催の少なくとも 2 年前までに、決定すること。
 - 3.4 オリンピック競技大会の予選ラウンドでの選手(または、予選ラウンドのチーム)のグループ分けおよび選定のシステムを確立する。
 - 3.5 個人競技・種目とチーム競技・種目における補欠の人数の決定。
 - 3.6 オリンピック憲章に規程された以外の、オリンピック競技大会の準備を指導するための 2 名を超える技術代表の派遣、または追加視察の実行。
 - 3.7 媒体を問わず、オリンピックの競技の映像や映像・音声の記録物を IF が制作する事。但し、このような記録物の商業目的での使用は、いかなる形でも禁止される。

4. 技術面の取決めに関するその他の規定

- 4.1 遅くともオリンピック競技大会の開会の3年前までに、IFは、大会期間中に競技会場に備え付けられるべき技術的な設備と競技用具などの特性について、OCOG、IOC、NOCに対して通知しなければならない。各IFは、IOC理事会が定める指針に従い、その競技用具が一つまたは複数の特定の企業から調達されるよう要求できる。
- 4.2 IOC理事会が各IFの提案に基づいて決定した総数の枠内で、必要な技術役員(審判員、ジャッジ、計時係、検査員)および各競技に上訴審判を各IFが任命する。これらの役員、審判は当該IFの指示に従い、OCOGと連携してその任務を遂行する。
- 4.3 判定に加わった役員は、その判定の結果生じた論争に裁定を下す上訴審判の一員となることはできない。
- 4.4 上訴審判の調査結果は、直ちにIOC理事会に報告されなければならない。
- 4.5 上訴審判は担当する競技に関する全ての技術的問題について決定を下す。上訴審判が下した決定は、関連する制裁措置も全て含め、抗告の対象とならない。また、IOC理事会もしくは総会が下しうる追加の処分と制裁の権限には影響しない。
- 4.6 IFが任命した全ての技術役員の宿泊施設として、OCOGはオリンピック村とは別の施設を提供しなければならない。技術役員および審判団のメンバーはオリンピック村に宿泊してはならない。技術役員は、NOCの選手団に所属せず、当該IFに対してのみ責任を負うものとする。

5. IFのための場所と施設

- 5.1 オリンピック競技大会では、OCOGは、当該大会のプログラムに含まれる競技を統轄するIFに対し、技術的な事柄を処理するために必要な場所と施設を、OCOGの費用負担で提供する。

5.2 IOC 理事会が承認した場合には、OCOG は上記の IF に対し、要求に応じ IF の費用負担で、開催都市で IF の会合が開けるように、利用可能であれば、事務用と技術用の施設、また宿泊施設を、提供するものとする。

6. IF による予選

6.1 一部の競技では、オリンピック競技大会に参加する競技者、とりわけチーム競技のチームを選抜するために、IF が予選競技会を催したり、その他の形で参加者を絞り込むことができる。

6.2 人数制限や出場権をかけた予選競技会のシステムについては、IOC 理事会が決定する範囲内でオリンピック憲章の条項に従うものとする。出場権をかけた予選形式は、IOC 理事会に提出して承認を求めなければならない。
IOC は NOC に対して、IF が行う予選競技会に関する全ての事柄を通知する。

6.3 規則 48、55、56 は出場権をかけた予選競技会には適用されない。

7. OCOG が主催するプレ・オリンピック大会：

7.1 IOC 理事会に承認を求めて提出した形式に従い、OCOG は IF と協議した上で、オリンピック競技大会で使用される施設をテストする目的で、プレ・オリンピック競技会を開くことができる。テストは、特に会場の技術的側面とテクノロジーの面を目的とする。

7.2 各競技のプレ・オリンピック競技会は、各 IF の技術的指導のもとに行われなければならない。

7.3 プレ・オリンピック競技会は、IOC 理事会が決定する範囲内においてオリンピック憲章の条項の対象となる。

47 ユース・キャンプ

IOC 理事会の許可を得て、OCOG は、自らの責任の下にオリンピック競技大会の際に国際ユース・キャンプを開催することができる。

48 オリンピック競技大会のメディアの報道*

1. さまざまな種類のメディアによって最大限報道され、オリンピック競技大会の読者や視聴者を世界中でできる限り多く確保するために、IOC は必要なあらゆる手段をとる。
2. メディアによるオリンピック競技大会の報道に関する全ての決定は、IOC 理事会の権限である。

規則 48 付属細則

1. オリンピック競技大会におけるメディアの報道が、その内容を通じて、オリンピズムの原則と価値を普及し推進することは、オリンピック・ムーブメントの目的の一つである。
2. IOC 理事会は、オリンピック競技大会のメディアの報道に関する全ての技術的な規則と必要事項を定めるテクニカルマニュアル(メディア)を作成する。メディア・ガイドは、開催都市契約に必ず含まれる。テクニカルマニュアル(メディア)の内容およびその他の IOC 理事会の全ての指示は、オリンピック競技大会のメディアの報道に携わるあらゆる人に対し拘束力を持つ。
3. メディアとして資格認定を受けた者だけが、記者、リポーター、その他全てのメディアの資格で活動することができる。いかなる事情があっても、オリンピック競技大会の開催期間を通じ、いかなる選手、コーチ、役員、プレス・アタッシェもしくはいかなる他の資格認定を受けた参加者も、記者あるいはその他のいかなるメディアとしての活動もすることはできない。

49 オリンピック競技大会に関連する出版*

オリンピック競技大会に関連し、かつ IOC から求められた全ての刊行物は、OCOG が費用を負担し、IOC が求める形式で作成され配布されるものとする。

規則 49 付属細則

1. OCOG は、以下の刊行物と印刷物を準備し、作成し、編集して、IOC、IF、全ての NOC を含む宛先に配布する責務を負う。
 - 1.1 各競技について、一般プログラムおよび技術的な取決め事項を記載した解説冊子。
 - 1.2 IOC の指示に従った医事に関するパンフレット。
 - 1.3 IOC の指示に従った、オリンピック競技大会の組織と開催についての完全な報告書。
2. オリンピック競技大会に関する全ての記録と刊行物について、OCOG は IOC 理事会の指示に従う。原則として、全ての記録および刊行物の内容は、事前承認を得るために IOC 理事会に提出しなければならない。

50 広告、デモンストレーション、宣伝*

1. IOC 理事会は、全ての広告やその他の宣伝が許可される原則と条件を決定する。
2. オリンピック開催場所の一部であるとみなされるスタジアム、会場、その他の競技エリアの、中と上空ではいかなる形の広告または他の宣伝も許されない。スタジアム、会場、他の競技グラウンド内では、商業目的の設備や看板広告は許可されない。
3. オリンピック開催場所、会場、他のオリンピック・エリアにおいては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認められない。

規則 50 付属細則

1. いかなる形の広告や宣伝活動、コマーシャル等も、人、スポーツウェア、付属品(より一般的には、選手もしくはその他のオリンピック競技大会の参加者が着用する衣類、使用する用具)に表示してはならない。ただし、下記細則 8 で規定される用品や用具のメーカー識別表示を例外とするが、かかる識別表示が広告目的で著しく目立たないことを条件とする。
 - 1.1 メーカー識別表示は一用品もしくは一用具につき一つまでとする。
 - 1.2 用具:メーカー識別表示が、用具の、競技中に見える部分の表面積の 10%を超えるものは、著しく目立つものと見なされる。しかし、面積 60 平方センチ以上のメーカー識別表示は認められないものとする。
 - 1.3 頭部着用物(例:帽子、ヘルメット、サングラス、ゴーグル)および手袋:大きさが 6 平方センチを超えるメーカー識別表示は、著しく目立つものと見なす。
 - 1.4 衣類(例:T シャツ、ショートパンツ、ジャージ上下):大きさが 20 平方センチを超えるメーカー識別表示は、著しく目立つものと見なす。
 - 1.5 靴類:メーカーの通常の特徴的なデザインパターンの表示は許容される。また、メーカーの名称および/またはロゴマークは表示してもよいが、最大 6 平方センチまでとし、メーカーの通常の特徴的なデザインパターンの一部またはそのデザインパターンから独立したものは使用してよい。
 - 1.6 国際競技連盟によって特別な規則が採択されている場合には、上記の規則への例外を IOC 理事会は承認できる。

この規定に違反した場合には、かかる関係者の失格または資格認定の取り消し処分となることがある。本件に関する IOC 理事会の決定を最終とする。

競技者がつけるナンバーには、いかなる種類の宣伝の表示をしてはならず、OCOG のオリンピック・エンブレムを表示しなくてはならない。

2. オリンピック競技大会のエンブレムやマスコットを使用する権利やライセンスなど宣伝広告のどのような要素をも包含する OCOG の全ての契約が有効であるためには、オリンピック憲章および IOC 理事会の指示に従わなければならない。同様の条件が、計時用機器やスコアボードに関する契約、およびテレビ映像でのメーカー識別表示に対しても適用されるものとする。これらの規則の不履行は IOC 理事会の権限の下におかれるものとする。
3. オリンピック競技大会のために創作されたいかなるマスコットも、オリンピック・エンブレムの一つであると見なされる。マスコットのデザインは、OCOG が IOC 理事会に提出して承認を受けなければならない。当該マスコットは、NOC の国において、IOC 理事会の書面による事前承認なしには商業目的での使用はできない。
4. OCOG は、IOC の利益のために、オリンピック競技大会のエンブレムとマスコットという財産を、国内でも国際的にも確実に保護しなければならない。しかし、OCOG だけは、そして OCOG の解散後は開催国の NOC だけが、このようなエンブレム、マスコット、およびオリンピック競技大会に関連するマーク、デザイン、バッジ、ポスター、物品、文書などを利用できる。利用の期間は、オリンピック競技大会の準備期間、開催期間中および当該大会が開催された暦年が終わるまでの期間とする。この期間の終了後は、当該エンブレム、マスコット、およびその他のマーク、デザイン、バッジ、ポスター、物品、文書などに関する一切の権利は、完全に IOC に帰属する。OCOG および／または当該 NOC は、この点に関する IOC の利益のためだけに、場合に応じて必要な範囲内で、(受託者としての)管財人の役割を果たすものとする。
5. この細則の規定は、IOC 総会またはオリンピック・ kongress の組織委員会によって締結される全ての契約にも必要な変更を加えて適用される。
6. 競技者および公式の立場にある全ての者のユニフォームには、自国の NOC の旗かオリンピック・エンブレムを使用することができ、あるいは OCOG の同意を得て OCOG のオリンピック・エンブレムを使用することもできる。IF の役員はそれぞれの連盟のユニフォームおよびエンブレムを着用することができる。

7. オリンピック競技大会で、選手や他の参加者が着用または使用する以外のもの、例えば計時機器やスコアボードなどを含む専門用具、設備およびその他の器具では、メーカー識別表示は、いかなる事情があっても、その用具、設備、器具の高さの10分の1以上あってはならず、かつ10センチ以上の高さであってはならない。
8. 「メーカー識別表示」という言葉は、メーカーの品物の名前、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示を意味し、1つの品物に2つ以上表示されてはならない。
9. OCOG、全ての参加者、その他オリンピック競技大会で資格認定された全ての人、さらに他の全ての関係者は、規則50と付属細則の全ての事柄に関して、便覧、指針、手引とIOC理事会の全ての指示に従うものとする。

IV. プロトコール

51 プロトコール

1. オリンピック競技大会の開催期間を通じて、IOC理事会だけが、OCOGの責任下にある全ての場所や会場で適用されるプロトコールを決定する権限を持つものとする。
2. オリンピック競技大会期間中の全てのオリンピックの儀式や行事では、IOC委員、名誉会長、名誉委員、栄誉委員は、会長、名誉会長、副会長を先頭にし、残りは先任順に上席を占め、そのあとOCOGの委員、各IFの会長、各NOC会長がこれに続く。
3. OCOG、IF、NOC、その他オリンピック競技大会で資格認定を持つ全ての方は、それぞれの資格に一切拘わらず、IOCプロトコール・ガイドと、この規則に定める全ての事柄に関するIOC理事会の全ての指示に従うものとする。

52 オリンピック ID 兼資格認定カード - それに付帯する諸権利

1. オリンピック ID 兼資格認定カードは、その所持者の身許を証明し、かつオリンピック競技大会に参加する権利を与える書類である。オリンピック ID 兼資格認定カードは、その所持者の身分を証明し、その所持者のパスポートまたは他の公的な旅行用証明書と併せて、開催都市のある国への入国許可証となるものである。このカードは、オリンピック競技大会の開会の1ヵ月前から終了1ヵ月後までの大会期間中、所持者がそこに滞在しオリンピックでの役割を果たすことを可能にするものである。
2. オリンピック ID 兼資格認定カードは、IOC の権限により、資格のある人に与えられる。このカードは、必要かつ記載されているレベルで、OCOG の責任の下にある場所、会場、行事に入場することを可能にする。IOC 理事会は、このカードを受け取る資格のある人物を決定し、交付のための条件を定める。OCOG、IF、NOC、その他全ての関係者は、便覧、手引、指針、およびこの規則に定める全ての事柄に関する IOC 理事会の他の全ての指示に従うものとする。

53 オリンピック旗の使用

1. オリンピック競技大会の開催期間を通じて、メイン・スタジアムおよびその他 OCOG の責任の下にある全ての会場においては、目立つ場所に立てた旗竿に、他のどの旗よりも大きなサイズのオリンピック旗を掲げなくてはならない。これらの旗は、オリンピック競技大会の開会式で掲揚し、閉会式に降納されるものとする。
2. オリンピック村、全ての競技会場と練習会場、開催都市の市内、およびその他 OCOG の責任下にある全ての場所に、多数のオリンピック旗が掲揚されるものとする。

54 オリンピック聖火の使用

1. オリンピック聖火をオリンピック・スタジアムに運ぶ責任は OCOG が負う。聖火リレーとオリンピック聖火に関する全ての計画は、IOC プロトコール・ガイドに忠実に従って行われなければならない。
2. オリンピック競技大会終了後は、オリンピック・トーチ、聖火台、その他オリンピック聖火を燃やすためのいかなる形式の装置も、開催都市でもその他の場所でも、IOC の承認無しには使用できない。

55 開会式および閉会式

1. 開会式および閉会式は、IOC プロトコール・ガイドに忠実に従って行われなければならない。
2. 全ての式典の内容、シナリオの詳細、スケジュール、プログラムは、IOC に提出して事前に承認を得なければならない。
3. オリンピック競技大会の開会宣言は開催国の国家元首によって行われるものとし、場合によって以下の文章のどちらかの宣言がされる。
 - ・オリンピック競技大会の開会の場合には：
「私は、第.....回(オリンピックの番号)近代オリンピックを祝し、オリンピック(開催都市の名前)大会の開会を宣言します。」
 - ・オリンピック冬季競技大会の場合には：
「私は、第.....回(オリンピック冬季競技大会の番号)オリンピック冬季競技大会(開催都市の名前)大会の開会を宣言します。」

全ての式典を含むオリンピック競技大会の全期間を通じて、OCOG の管理下にあるいかなる会場においても、政府や当局の代表やその他の政治家による、どんな種類のいかなる演説も行われてはならない。開会式と閉会式では、IOC 会長と OCOG 会長だけが短い式辞を述べることができる。

56 表彰式、メダルと賞状の授与式

表彰式、メダルと賞状の授与式は、IOCプロトコール・ガイドに忠実に従って行わなければならない。メダルと賞状の形式はIOCに事前に提出して承認を得なければならない。

57 入賞者名簿

IOCとOCOGは、いかなる国別の世界ランキング表も作成してはならない。各種目でメダルを獲得した選手および賞状を授与された選手の名前を記載した入賞者名簿を、OCOGが作成する。またメダル獲得者の名前は、目立つような形でメイン・スタジアム内に常時展示されるものとする。

58 IOC—最終権限

オリンピック競技大会に関するいかなる問題についても、最終的権限はIOCにある。

6 処分および制裁、紛争の解決と手続き

59 処分および制裁*

オリンピック憲章、世界アンチ・ドーピング規定、その他のあらゆる規則に違反した場合に、その場合に応じて、総会、IOC 理事会または下記 2.4 にいう規律委員会がとることのできる処分と制裁は以下の通りである。:

1. オリンピック・ムーブメントに関するもの:

1.1 IOC 委員、名誉会長、名誉委員、荣誉委員関係

- a) IOC 理事会が宣告する譴責
- b) 理事会が宣告する有期の停職

停職は、当該人物の地位に基づく権利、特典および職務の全範囲あるいは一部に適用することができる

上記の制裁は併合することができる。これらの措置は、オリンピック憲章やその他の規則に何らかの違反があったかどうかとは関係なく、その行為により IOC の利益を危機に陥れた IOC 委員、名誉会長、名誉委員、荣誉委員に課することができる。

- 1.2 IF 関係:
 - a) オリンピック競技大会のプログラムからの
 - ・その競技の除外(総会)
 - ・その種別の除外(IOC 理事会)
 - ・その種目の除外(IOC 理事会)
 - b) 暫定承認の撤回(IOC 理事会)
 - c) 正式承認の取り消し(総会)
- 1.3 IF 連合関係
 - a) 暫定承認の撤回(IOC 理事会)
 - b) 正式承認の取り消し(総会)
- 1.4 NOC 関係
 - a) 資格停止(IOC 理事会)

その場合にはIOC 理事会が、個々の事例により、当該 NOC とその選手に対する効果を決定する。
 - b) 暫定承認の撤回(IOC 理事会)
 - c) 正式承認の取り消し(総会)

その場合は当該NOCはオリンピック憲章に従って与えられた権利の全てを剥奪される。
 - d) 総会またはオリンピック・ kongress を開催する権利の取消し(総会)
- 1.5 NOC 連合関係:
 - a) 暫定承認の撤回(IOC 理事会)
 - b) 正式承認の取り消し(総会)
- 1.6 オリンピック開催都市、OCOG、および NOC 関係:

オリンピック競技大会の開催権の取消し(総会)
- 1.7 オリンピック開催申請または候補都市、および NOC (IOC 理事会):

オリンピック競技大会の開催に応募または立候補する権利の取り消し
- 1.8 承認を受けたその他の組織や団体関係:
 - a) 暫定承認の撤回(理事会)
 - b) 正式承認の取り消し(総会)

2. オリンピック競技大会において、オリンピック憲章、世界アンチ・ドーピング規定、IOC または IF または NOC により発せられた、その他のあらゆる決定や適用規則に違反した場合または何らかの不正行為があった場合。ここでいう決定や適用規則には IOC 倫理規定、一切の適用可能な法律や法規が含まれ、かつこれに限定されない。
 - 2.1 個々の競技者およびチーム関係：
一時的または永久にオリンピック競技大会に欠格とすることあるいは除外すること、また失格または資格認定の取消し。失格または除外の場合、オリンピック憲章違反に関して獲得したメダルや賞状は IOC に返還されるものとする。さらに、失格または除外となった個人やチームが、そのオリンピック競技大会の他の種目で獲得したいかなる成績による特典も、IOC 理事会の裁量により、失うことがある。その場合も個人やチームのメダルや賞状は IOC に返還されるものとする。(理事会)
 - 2.2 選手団の役員、監督、その他の団員、および審判、上訴審判関係：
オリンピック競技大会からの一時的あるいは永久の欠格または除外 (IOC 理事会)
 - 2.3 その他資格認定を持つ全ての人物関係：
資格認定の取り消し (IOC 理事会)
 - 2.4 IOC 理事会はその権限を規律委員会に委任できる。
3. いかなる処分や制裁もそれを加える前に、管轄する IOC の組織が警告を発する。
4. 全ての処分や制裁は、IOC や、NOC や IF などその他のいかなる団体の、その他のいかなる権利にも影響を与えない。

規則 59 付属細則

1. 処分や制裁の対象になりうる事実関係の全ての審理は、IOC 理事会の権限のもとで行われる。IOC 理事会はこれに関する権限の全部または一部を委任することができる。
2. 審理の全期間を通じて、IOC 理事会は、当該人物または団体の、その立場に由来する権利、特典、職務の全部または一部を暫定的に取り消すことができる。
3. 全ての選手、チームまたはその他のいかなる個人または法人も、自らに対する処分や制裁を管轄する IOC の機関に積明する権利がある。この規程にいう積明の権利とは、かけられた嫌疑を知ることおよび、自ら出頭しあるいは書面によって弁明をする権利を含む。
4. 総会、IOC 理事会、または規則 23.2.4 に規定する規律委員会によって決定された全ての処分や制裁は、当事者に対して書面で通知される。
5. 全ての処分と制裁は、管轄する機関が別途定めない限り、直ちに発効する。

60 異議申し立て

全ての仲裁や上訴に適用される規定や最終期限の規定にもかかわらず、かつ世界ドーピング防止規程の別な条項が適用されることを条件として、あるオリンピック競技大会に関して IOC が行った、順位や成績などの競技やその結果を含むいかなる決定も、その大会の閉会式の日から3年以上経過した場合には、何人も異議申し立てをすることは出来ない。

61 紛争の解決

1. IOC の決定は、最終のものである。その決定の適用または解釈をめぐるいかなる論争も、IOC 理事会および、場合によっては、スポーツ仲裁裁判所(CAS)での調停によってのみ解決されるものとする。
2. オリンピック競技大会に際して、または関係して発生したいかなる紛争も、スポーツ関連仲裁規則に従い、スポーツ仲裁裁判所だけに提訴されるものとする。